

第4期土佐町地域福祉計画

令和7年 3月

土佐町

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定にあたって	3
(1) 計画の目的	3
(2) 地域福祉計画とは	3
(3) 土佐町における施策展開の方向	3
2. 計画の概要	4
(1) 計画の位置付け	4
1) 法的根拠	4
2) 関連諸計画との関係	4
(2) 計画の期間	5
3. 計画推進における役割分担	5
4. 社会福祉協議会との連携	7
第2章 本町を取り巻く状況	9
1. 本町の概況	11
(1) 人口・世帯の状況	11
1) 人口の推移	11
2) 世帯数の推移	11
(2) 子どもを取り巻く状況	12
1) 出生数の推移	12
2) 保育園の状況	12
3) 小・中学校の状況	13
4) 放課後子ども教室の状況	13
(3) 障がい者を取り巻く状況	14
1) 障害者手帳所持者等の状況	14
2) 障害支援区分（障害程度区分）の認定状況	14
3) 身体障害者手帳所持者の種類・等級	15
4) 療育手帳所持者の程度	16
5) 精神障害者保健福祉手帳の等級	16
6) 自立支援医療受給者数の推移	17
(4) 介護保険サービスの状況	18
1) 高齢化率の推移	18
2) 要支援・要介護認定数の推移	18
3) 介護サービスの利用状況	19
(5) 生活保護世帯の状況	19
(6) 地域の支え手の状況	20
1) 民生委員・児童委員の活動状況	20
2) 老人クラブ・高齢者クラブの状況	21
3) シルバー人材センターの状況	21
(7) 成年後見制度を必要とする方を取り巻く状況	22
1) 認知症高齢者の日常生活自立度	22
2) 権利擁護	23
3) 成年後見制度に関するアンケート調査結果	23
2. 第3期計画の進捗状況	25
(1) 施策・事業の実施状況	25
(2) 施策・事業の進捗評価	25
(3) 施策・事業の今後の取組方向	26
(4) 追加されている事業	26
第3章 計画の方向性	27
1. 基本理念と基本目標	29
(1) 基本理念	29
(2) 基本目標	30
2. 計画の基本的な方向	31
(1) 地域福祉計画に求められること	31
(2) 計画推進のポイント	32

(3) 計画推進の視点	32
3. 施策体系	33
第4章 施策の展開	35
基本目標1：自助・共助に基づく地域福祉の心を育てよう	37
1. 福祉教育の推進	37
2. 福祉人材の育成	38
3. 地域で活動する団体等の育成支援	39
4. 子どもたちの地域への関心の醸成	39
基本目標2：地域福祉を一緒に考え、ささえあえる仲間・つながり（絆）を創ろう	41
5. 交流事業の推進	41
6. 交流拠点の確保	43
基本目標3：仲間・つながりを活かしてもっと住みよい町にしよう	45
7. 地域情報の発信	45
8. 情報共有の基盤の整備	45
9. 地域の支えあいのネットワークの充実	46
基本目標4：生涯にわたって健康で安心して暮らせる町づくりを進めよう	48
10. 包括的な支援体制の整備	48
11. 福祉サービスの適切な提供	50
(1) 健康づくりの推進	50
(2) 高齢者福祉の推進	51
(3) 障がい者福祉の推進	51
(4) 児童福祉の推進	51
12. 安全・安心なまちづくりの推進	52
(1) 日常生活における安心の確保	52
(2) 暮らしやすいまちづくりの推進	53
(3) 交通安全対策の推進	54
(4) 防災対策の推進	54
関連計画1：重層的支援体制整備事業実施計画	55
(1) 計画策定の趣旨・目的	55
(2) 計画の位置付け	55
(3) 計画の期間	55
(4) 主な取組	56
関連計画2：成年後見制度利用促進基本計画	57
(1) 計画策定の趣旨・目的	57
(2) 計画の位置付け	57
(3) 計画の期間	57
(4) 成年後見制度利用促進に向けた施策の展開	58
1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援	58
2) 早期の段階からの相談、適切な支援につなげる仕組みづくり	58
(5) 計画の推進に向けて	59
関連計画3：再犯防止推進計画	60
(1) 計画策定の趣旨・目的	60
(2) 計画の位置付け	60
(3) 計画の期間	60
(4) 主な取組	60
第5章 計画の推進体制	61
1. 計画推進の考え方	63
2. 計画の進捗管理	63
(1) 推進体制	63
(2) 評価の方法	64
(3) 計画推進における留意点	64

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定にあたって

(1) 計画の目的

近年、少子高齢化が進展する中、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などのために、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

また、ひとり暮らし高齢者の孤独死や高齢者による高齢者の介護（老老介護）、ヤングケアラー、幼児や高齢者への虐待、大人のひきこもり等これまでの福祉計画では対応しきれない新たな地域課題が大きな問題となっています。

このため、町民、行政機関、関係機関等が互いの役割を明確にし、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした仕組みや取組が必要となってきています。

これまでの対象者ごとの制度サービスや支援の仕組みだけでは対応が困難な状況もあり、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、多様な主体が『我が事』として参画し、つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつづいていく「地域共生社会」の実現が求められています。

これまでも個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスの創設や地域包括ケア体制の整備、障がい者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、様々な課題に取り組む福祉政策が展開されています。

生活課題を抱えた人達を支える地域のつながりが希薄化している現在、これらの課題を解決する地域力の強化を図り、町全体が同じ目標を持って、互いに支え合いながら誰もが安心して暮らせる地域を実現するため、地域福祉を推進する取組の指針を示す「第4期土佐町地域福祉計画」を策定します。

(2) 地域福祉計画とは

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができるように、地域に関わるすべての人（町民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政）が主役となって行う地域づくりの取組です。

「地域福祉計画」とは、地域に関わるすべての人が結び付き、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針をまとめたものです。

町民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、町民による福祉活動と行政による公的なサービスを結び付け、様々な生活課題の解決を目指す行政計画が地域福祉計画です。

(3) 土佐町における施策展開の方向

土佐町全域では、行政等が中心となり、地域福祉を推進する体制を整え、小地域（旧小学校区）や各地区では、あったかふれあいセンター等を中心とし、土佐町社会福祉協議会をはじめ地域の組織、住民等が地域の実情にあわせた福祉活動を推進します。行政や社会福祉協議会にはこうした小さな地域での福祉活動がより豊かに展開されるよう支援、協力することが求められます。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置付け

1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画と位置付けられます。

社会福祉法（抜粋）

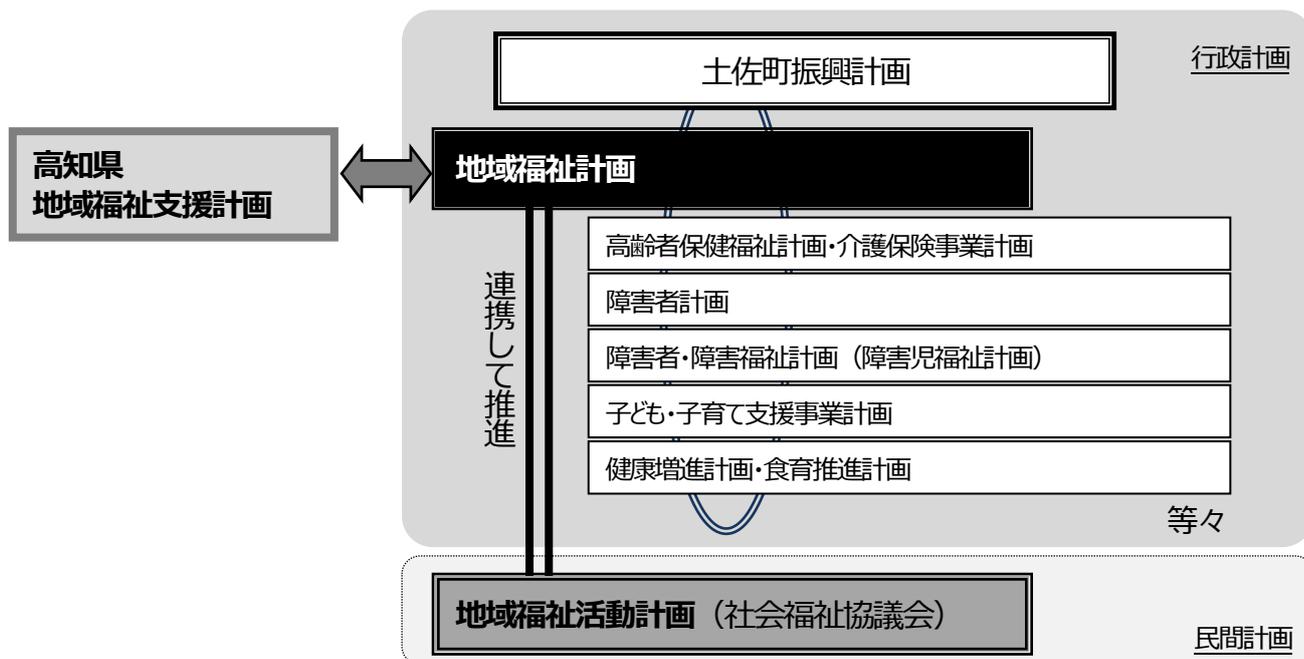
(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2) 関連諸計画との関係

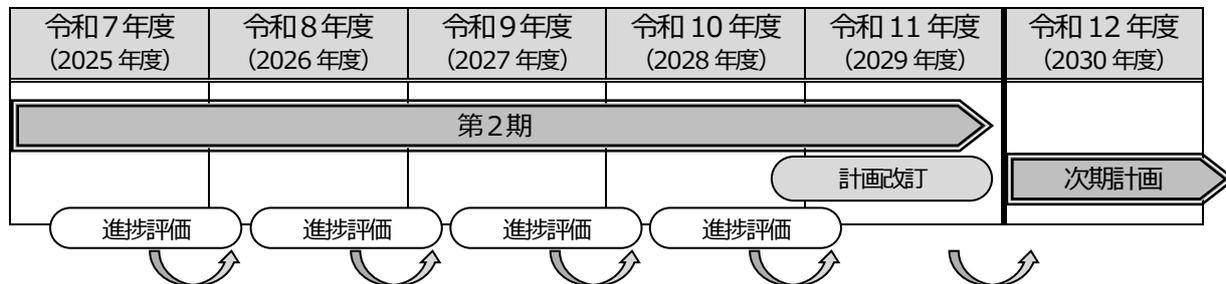
本計画は土佐町全体の指針となる「土佐町振興計画」を上位計画とし、住民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、地域福祉の推進に直接関係する「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進計画・食育推進計画」などと取組の方向性を共有し、これら福祉分野の計画の上位計画に位置付けるものです。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7～11年度までの5か年とします。

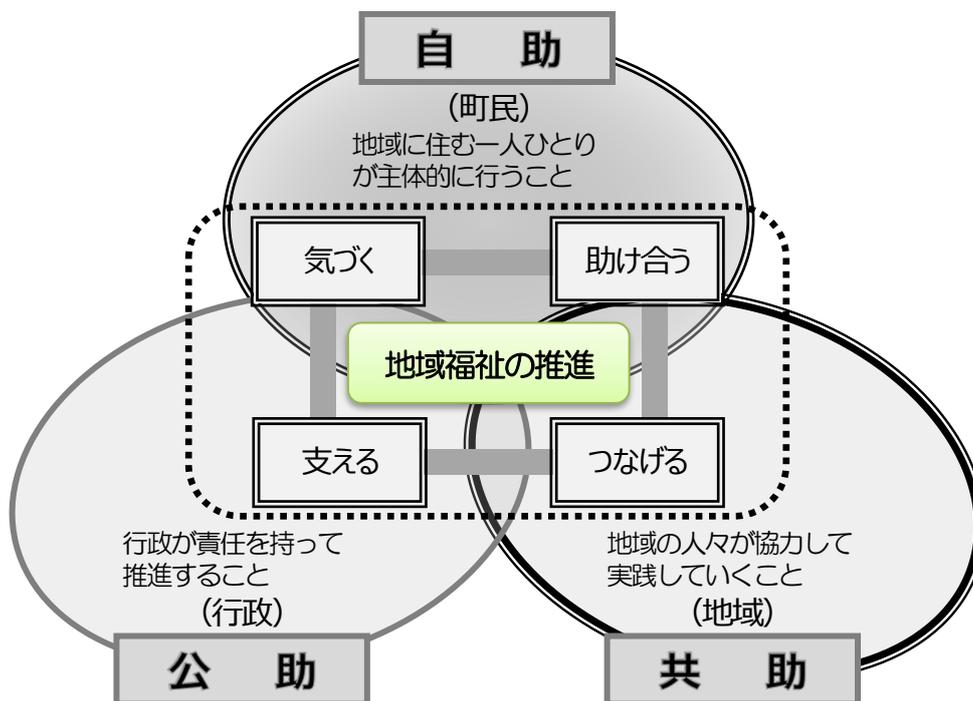
計画期間中においても、関連諸計画の改訂、社会情勢の変化、制度の改正などが発生した際には、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。



3. 計画推進における役割分担

町民・地域・行政の役割

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが期待される役割を果たし、相互に連携を図って協働により進めていくことが必要であり、それぞれの取組がつながることで地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。



○住民一人ひとりに期待される役割（自助）

地域福祉推進の主役は住民一人ひとりです。住民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

一人ひとりの住民には、地域の生活課題に対して関心を持ち、理解を深め、問題解決のために必要な知識などを深めていくとともに、地域社会を構成するメンバーとして、自分にできる地域活動に対して積極的に参加していくことが期待されます。

○地域に期待される役割（共助）

①地域で活動する諸団体（自治会・町内会、ボランティア団体、NPOなど）

一人ひとりの町民を支える地域の様々な活動団体（自治会・町内会、ボランティア団体、NPOなど）には、日常的に様々な町民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し行政など関係する機関へつなげていくことや、町民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また、町民の活動のサポートを行うことなど地域に密着し、個々の町民を孤立させず、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、相互交流の機会を拡大していくことが期待されます。

②福祉サービス事業者

福祉サービスの提供を通じて、町民の自立した生活をサポートするとともに、サービスなどに関わる情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。また、福祉施設などは、利用者とボランティアなどが交流し合う場となるなど、地域福祉の拠点としても期待されます。

③社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人です。子ども、高齢者、生活困窮世帯等への生活支援や将来的に支援を必要とする可能性がある人に対する予防的な支援など、地域における公益的な取組の実践を通じて地域と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが期待されます。

④民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、町民にとって身近な福祉に関する相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の見守り・支援を行うこと、必要に応じて行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

⑤社会福祉協議会

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中核的な存在として、町民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められることから、その役割を果たすよう取り組みます。また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開に取り組みます。

○行政の役割（公助）

行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に住民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取組を行います。また、住民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるように、地域福祉に対する地域住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支えあう地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉推進のための環境づくりに取り組んでいきます。

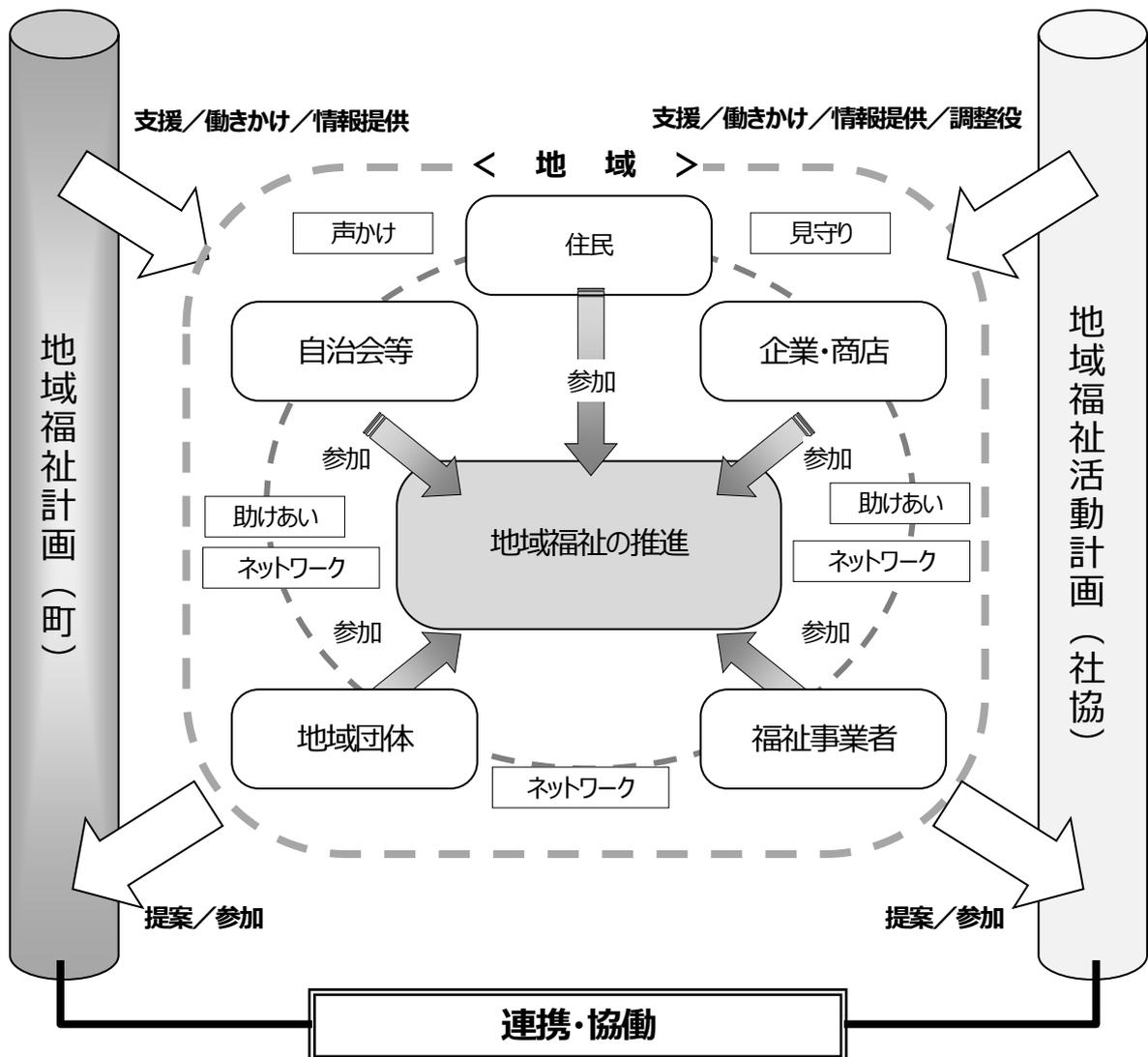
住民からの相談は地域の生活課題を解決するための重要な起点となることから、行政の横の連携を緊密にし、気軽に相談できる体制を構築し、何でも相談できる安心感と、問題の解決につながるという信頼感を提供できるように取り組んでいきます。

4. 社会福祉協議会との連携

「地域福祉計画」は、行政計画であり、障がい・高齢・児童等の福祉に関する計画の上位計画として位置づけられ、地域福祉推進における基本方針や取組の指針について整理したものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定する民間計画であり、地域福祉計画の実現に向け、住民や団体・地域組織が主体的に活動を推進するための行動計画です。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は土佐町における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。

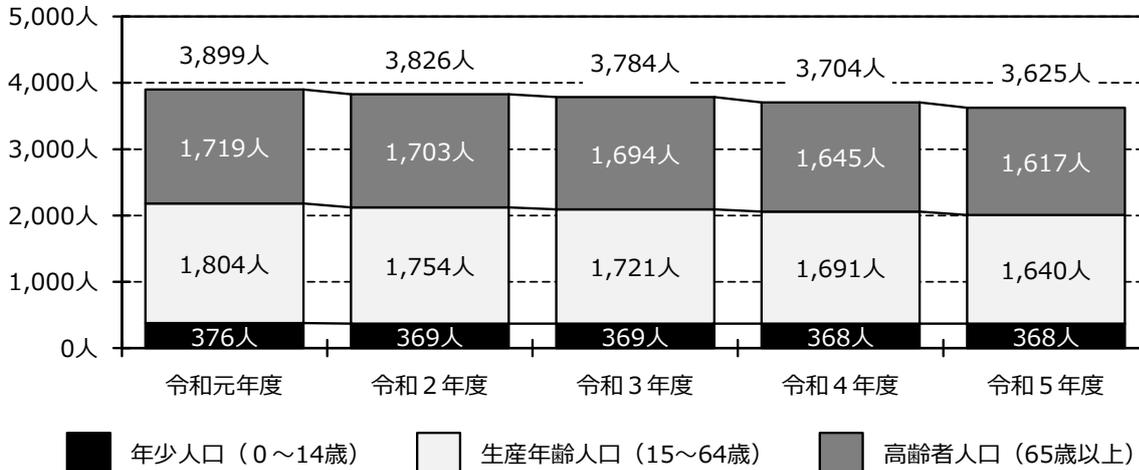


第2章 本町を取り巻く状況

1. 本町の概況

(1) 人口・世帯の状況

1) 人口の推移

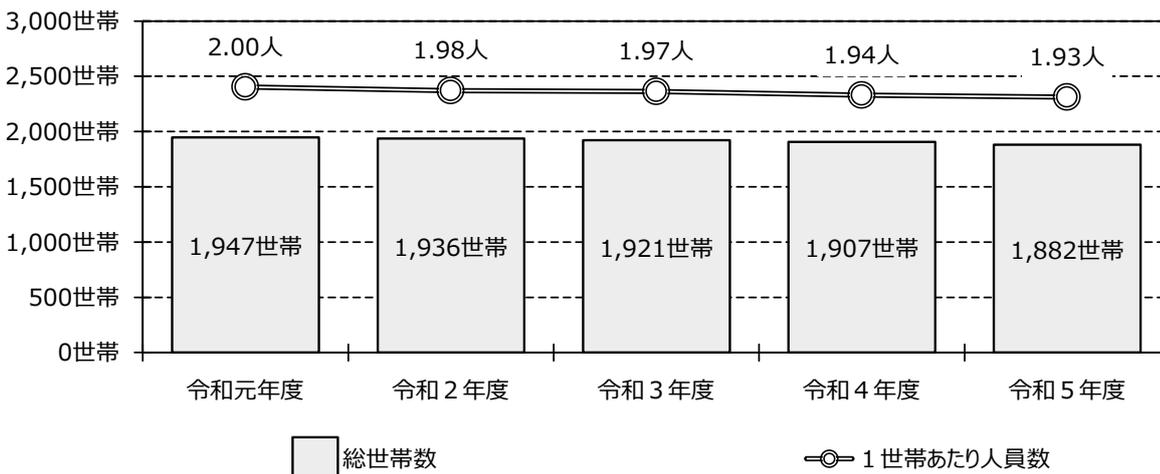


資料：各年度4月1日現在、住民基本台帳

令和元年度からの総人口の推移をみると、令和元年度には 3,899 人でしたが、年々減少し、令和 5 年度には 3,625 人と、令和元年度から 274 人の減少となっています。

内訳をみても、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口いずれも減少しており、令和 5 年度は令和元年度の 9 割前後の水準まで減少しています。

2) 世帯数の推移



資料：各年度4月1日現在、住民基本台帳

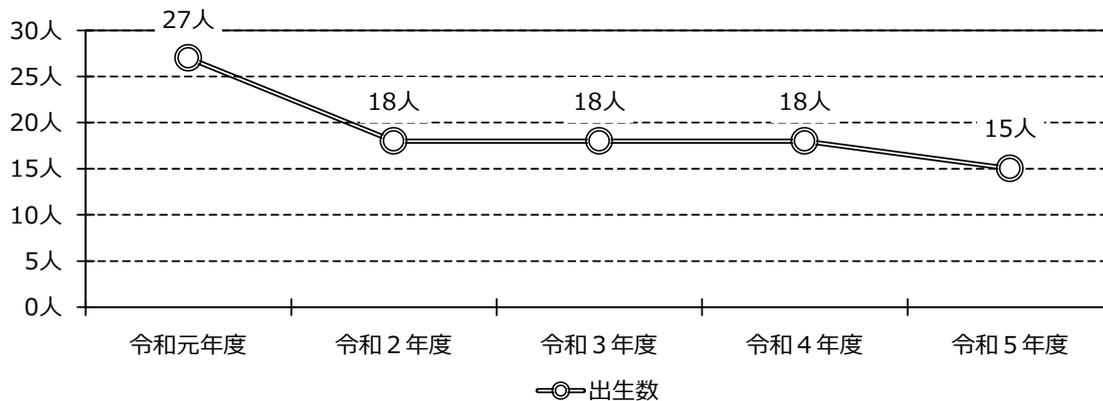
世帯数の推移をみると、総世帯数は令和 5 年度には 1,882 世帯と、令和元年度から 65 世帯の減少となっています。

1 世帯あたりの人員数も、令和元年度の 2.00 人から令和 5 年度には 1.93 人となっており、1 世帯あたり 2 人に満たない状況となっています。

世帯数も世帯の規模も縮小しており、ひとり暮らし世帯が増えているものと思われます。

(2) 子どもを取り巻く状況

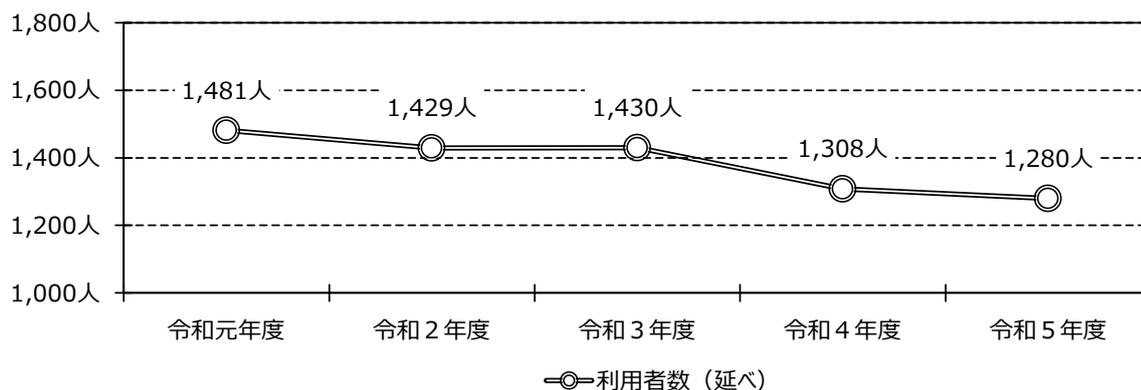
1) 出生数の推移



資料：各年度計、土佐町統計資料

出生数の推移をみると、年々減少しており、令和5年度には15人となっています。

2) 保育園の状況

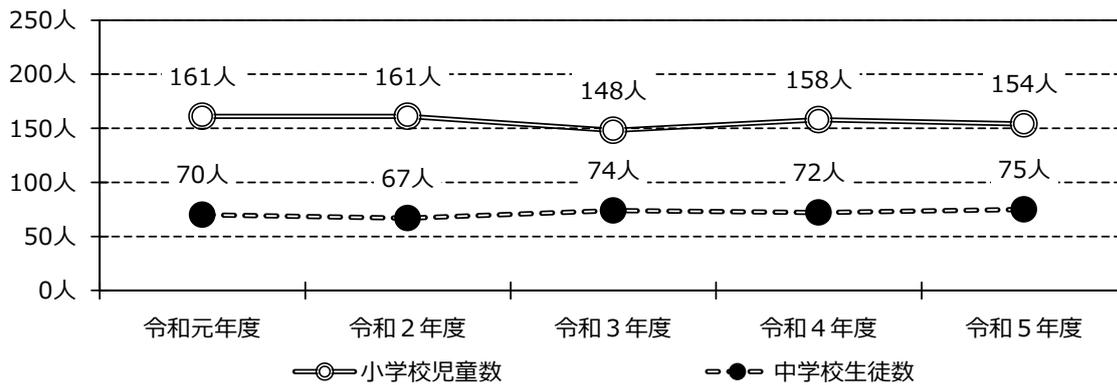


	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員	135人	135人	135人	135人	135人
箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

資料：各年度3月末現在、土佐町統計資料

保育園（1か所）の利用定員は令和5年度まで135人で一定となっていますが、利用者数は減少傾向となっており、令和元年度は1,481人でしたが、令和5年度には1,280人と200人以上の減少となっています。

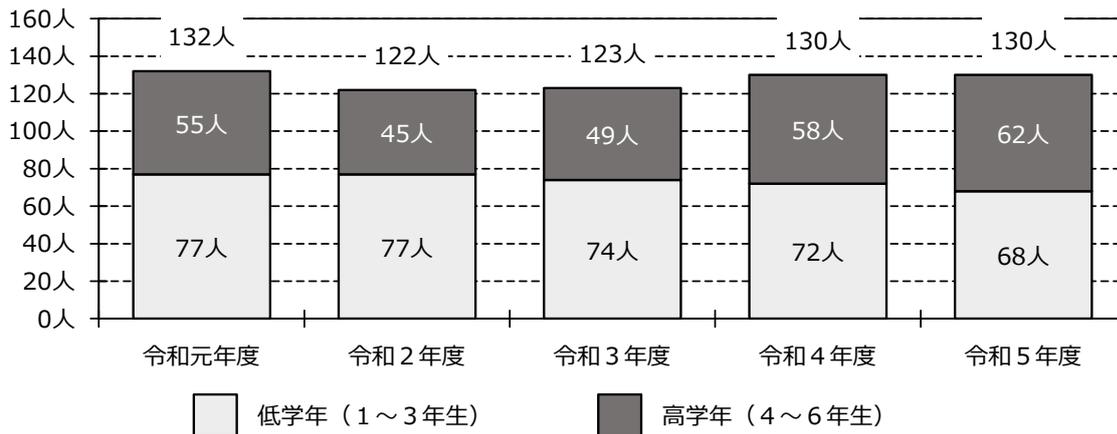
3) 小・中学校の状況



資料：各年度5月1日現在、土佐町統計資料

小学校、中学校は令和5年度までそれぞれ1校設置されています。
年度によって数人の増減はあるものの、小学校児童数、中学校生徒数ともにほぼ横ばいに推移しています。

4) 放課後子ども教室の状況



	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年生	31人	26人	19人	29人	21人
2年生	24人	28人	26人	19人	28人
3年生	22人	23人	29人	24人	19人
4年生	21人	17人	20人	26人	22人
5年生	22人	18人	15人	20人	22人
6年生	12人	10人	14人	12人	18人
計	132人	122人	123人	130人	130人
箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

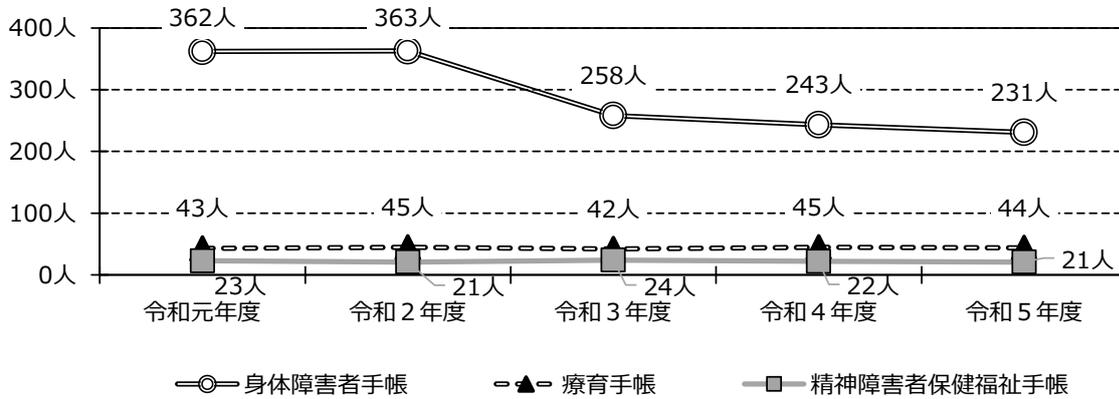
資料：各年度3月末現在、土佐町統計資料

放課後子ども教室は令和5年度まで1か所設置されており、令和2年度以降利用者数はやや増加しています。

利用は低学年（1～3年生）が多くなっていますが、高学年（4～6年生）の利用も増えています。

(3) 障がい者を取り巻く状況

1) 障害者手帳所持者等の状況

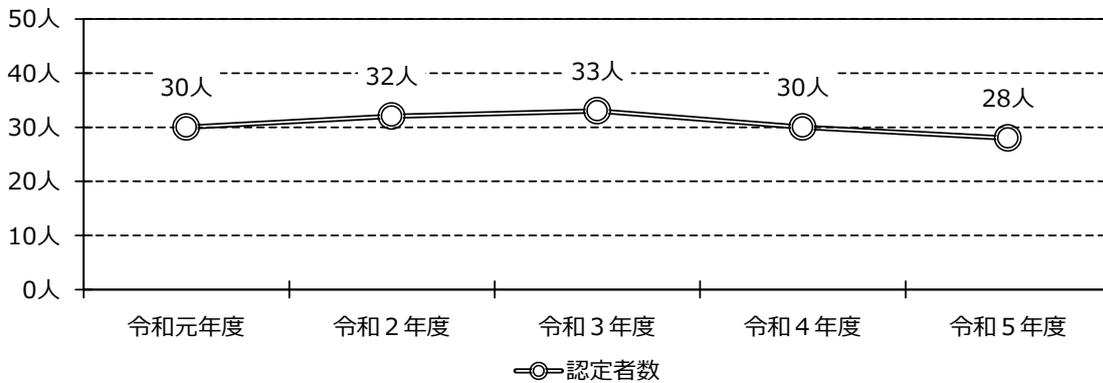


資料：各年度年度末現在、土佐町統計資料

各種の障害者手帳の所持者数の推移をみると、種別としては身体障害者手帳の所持者数がもっとも多いものの、人数は減少傾向にあり、令和5年度は231人となっています。

療育手帳の所持者数は40人台でほぼ一定に推移しており、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は20人台でほぼ一定に推移しています。

2) 障害支援区分（障害程度区分）の認定状況



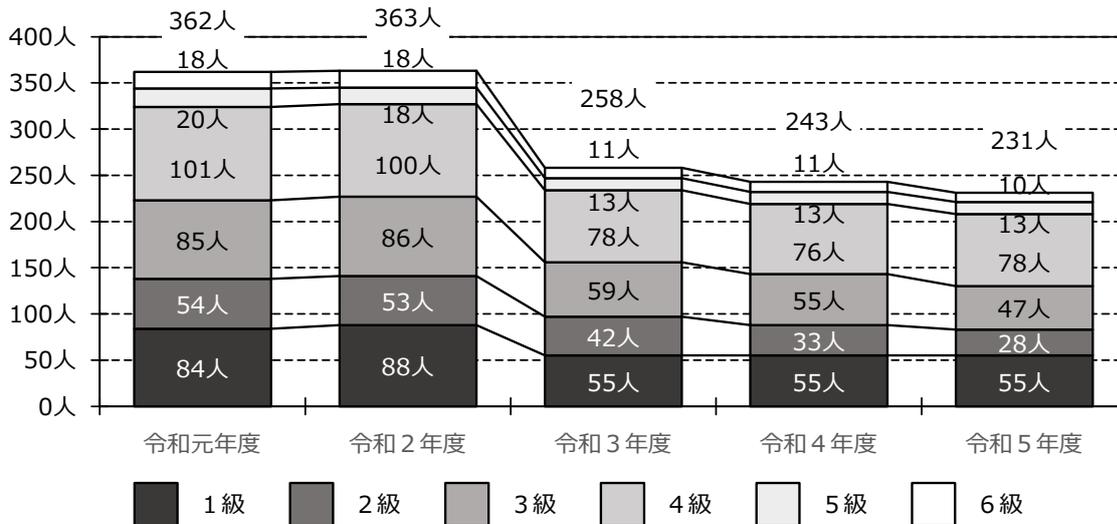
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分1	4人	4人	3人	2人	3人
区分2	12人	14人	13人	12人	12人
区分3	3人	2人	3人	5人	3人
区分4	3人	4人	5人	4人	3人
区分5	2人	2人	2人	2人	2人
区分6	4人	4人	4人	3人	3人
児童	2人	2人	3人	2人	2人
計	30人	32人	33人	30人	28人

資料：各年度年度末現在、土佐町統計資料

障害支援区分の認定者数は30人前後でほぼ横ばいに推移しています。内訳としては区分2がもっとも多くなっています。

3) 身体障害者手帳所持者の種類・等級

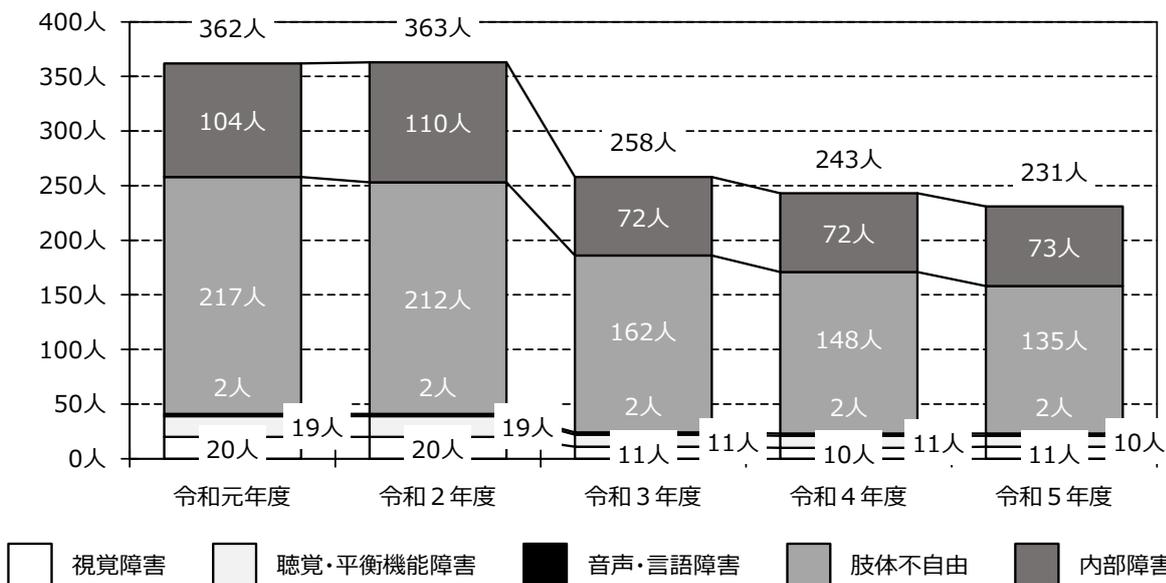
<等級の内訳>



資料：各年度年度末現在、土佐町統計資料

身体障害者手帳所持者の等級の内訳をみると、各年度4級がもっとも多く、ついで1級と3級が同程度の割合を占めています。

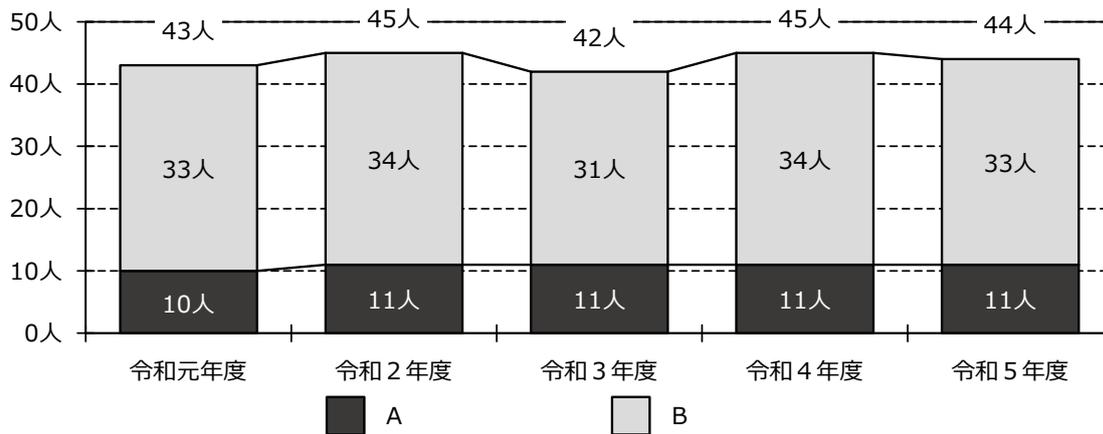
<障がいの種類の内訳>



資料：各年度年度末現在、土佐町統計資料

身体障害者手帳所持者の障がいの種類の内訳をみると、各年度肢体不自由がもっとも多く、全体の6割前後を占めています。ついで内部障害が3割前後で多くなっています

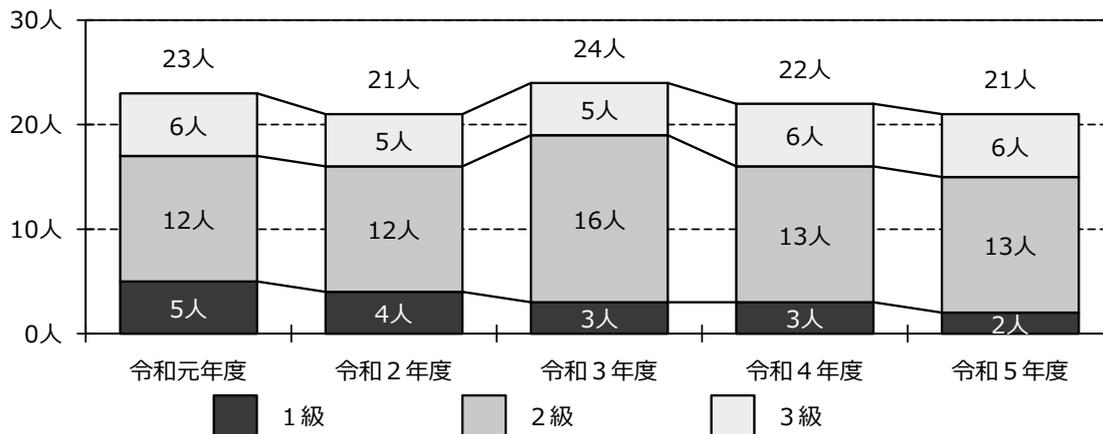
4) 療育手帳所持者の程度



資料：各年度年度末現在、土佐町統計資料

療育手帳所持者の等級の内訳をみると、各年度 B が多く、各年度全体の4分の3程度を占めています。

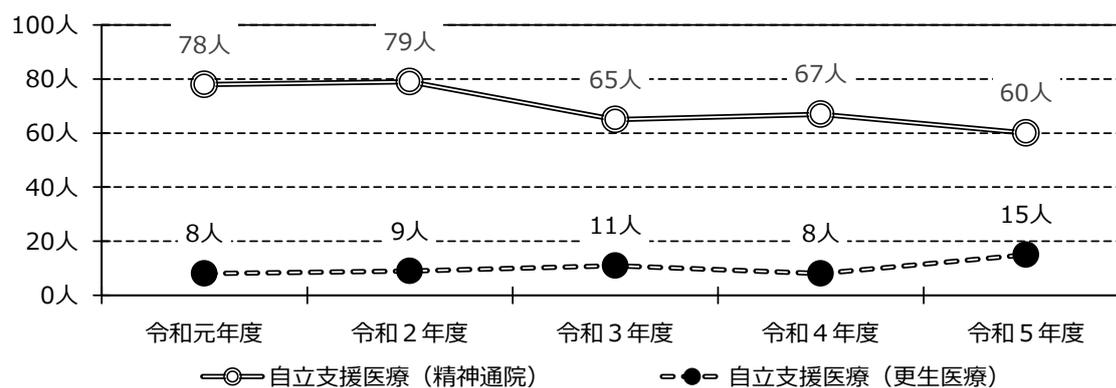
5) 精神障害者保健福祉手帳の等級



資料：各年度年度末現在、土佐町統計資料

精神障害者保健福祉手帳の等級の内訳をみると、各年度2級の占める割合がもっとも高く、やや割合も高まっています。ついで3級が多く、1級だけはやや人数も減少し、全体に占める割合も低くなっています。

6) 自立支援医療受給者数の推移



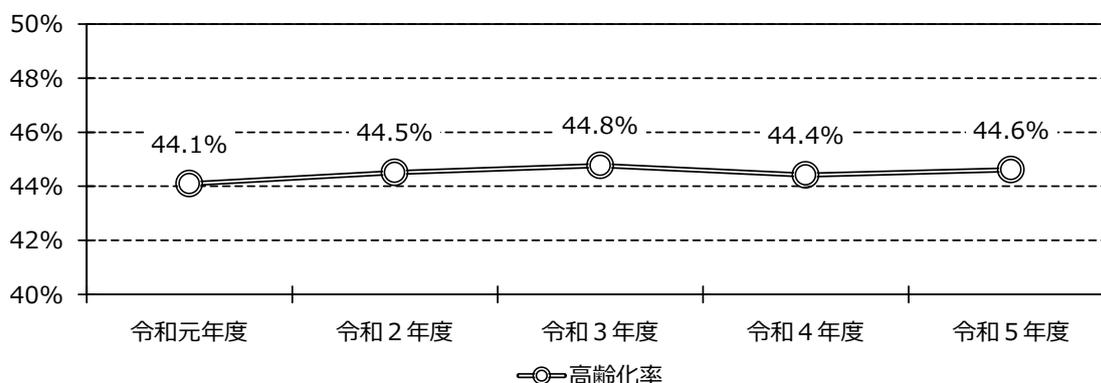
資料：各年度年度末現在、土佐町統計資料

自立支援医療受給者数の推移をみると、自立支援医療（精神通院）は令和元年度の78人から令和5年度には60人まで減少しています。

自立支援医療（更生医療）は人数は少ないものの、令和元年度の8人から令和5年度には15人と増加しています。

(4) 介護保険サービスの状況

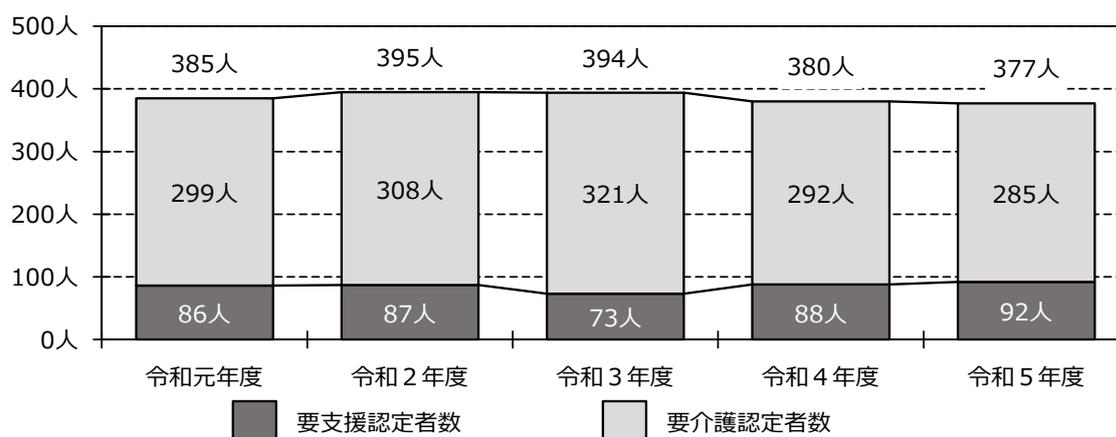
1) 高齢化率の推移



資料：各年度1月1日現在、住民基本台帳

高齢化率は年々上昇しており、令和5年度には44.6%となっています。

2) 要支援・要介護認定数の推移



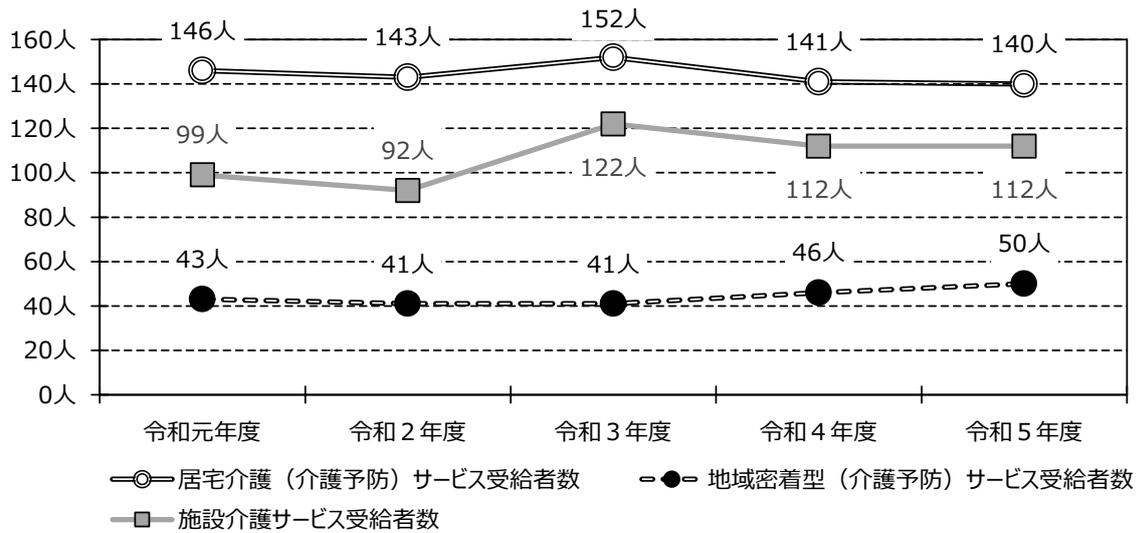
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	34人	40人	37人	45人	51人
要支援2	52人	47人	36人	43人	41人
要介護1	68人	81人	81人	69人	85人
要介護2	73人	68人	73人	63人	47人
要介護3	56人	63人	62人	65人	63人
要介護4	67人	56人	61人	56人	54人
要介護5	35人	40人	44人	39人	36人
計	385人	395人	394人	380人	377人

資料：各年度4月末現在、土佐町統計資料

要支援・要介護認定数の推移をみると、認定者数は令和2年度以降やや減少し、令和5年度には377人となっています。

内訳としては要介護認定者の方が多くなっていますが、要介護認定者はやや減少しているのに対して、要支援認定者数は若干増加しています。

3) 介護サービスの利用状況



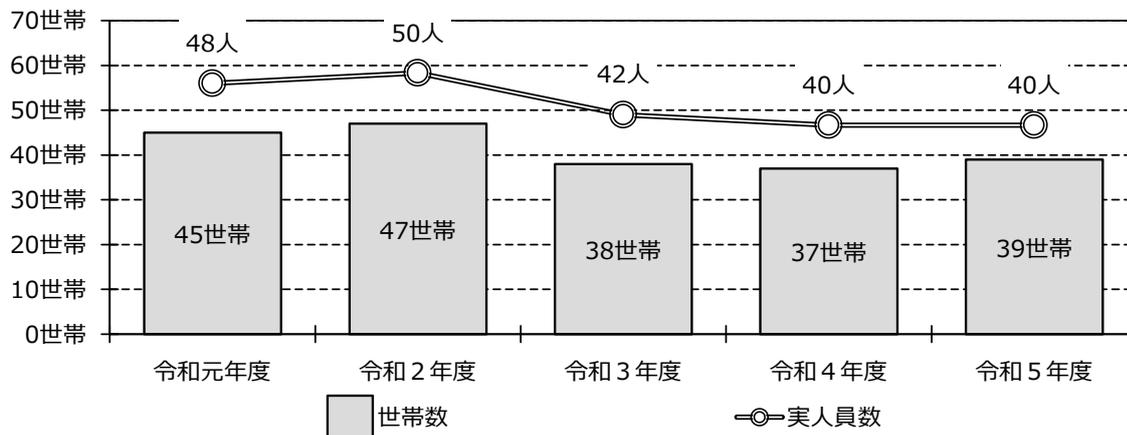
資料：各年度4月末現在、土佐町統計資料

介護サービスの利用状況を見ると、全体の中では居宅介護（介護予防）サービス受給者数がもっとも多いものの、令和3年度以降やや減少し、令和5年度には140人となっています。

ついで施設介護サービス受給者数が多く、令和4年度以降112人で一定となっています。

地域密着型（介護予防）サービス受給者数は多くはないものの、令和5年度にかけて増加しており、50人となっています。

(5) 生活保護世帯の状況



資料：各年度4月1日現在、土佐町統計資料

生活保護世帯数はやや減少し、令和5年度には39世帯となっています。

実人員数も令和2年度以降減少しており、令和5年度には40人となっています。

(6) 地域の支え手の状況

1) 民生委員・児童委員の活動状況

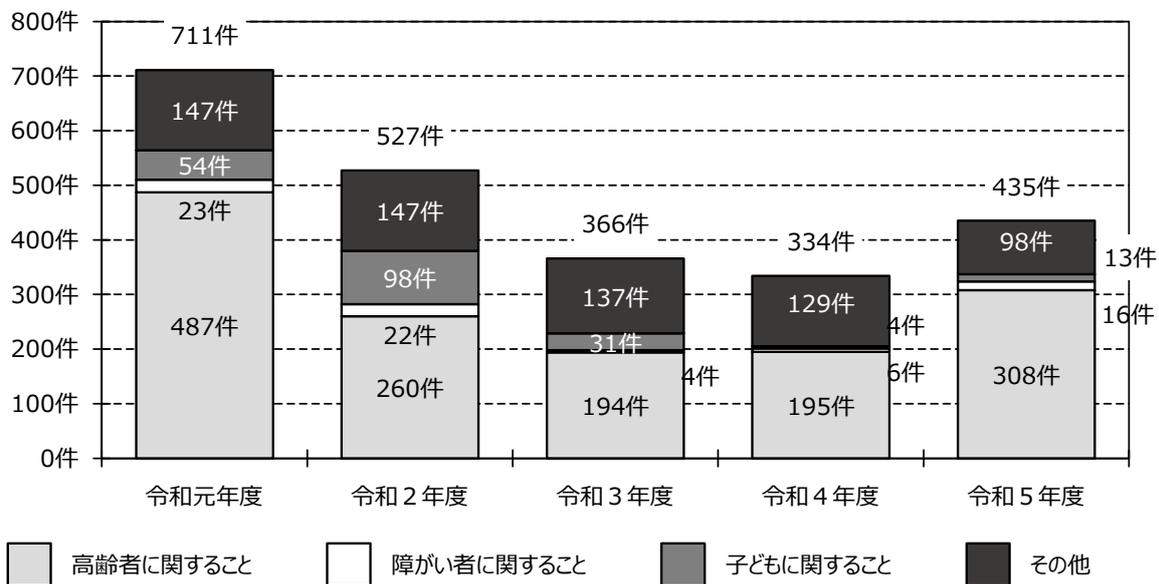
<民生委員・児童委員数の推移>

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委員数	民生委員・児童委員	28人	28人	27人	28人	28人
	主任児童委員	2人	2人	2人	2人	2人

資料：各年度4月1日現在、土佐町統計資料

民生委員・児童委員数は令和5年度まで27～28人、主任児童委員は2人で一定となっています。

<相談・支援件数の推移>



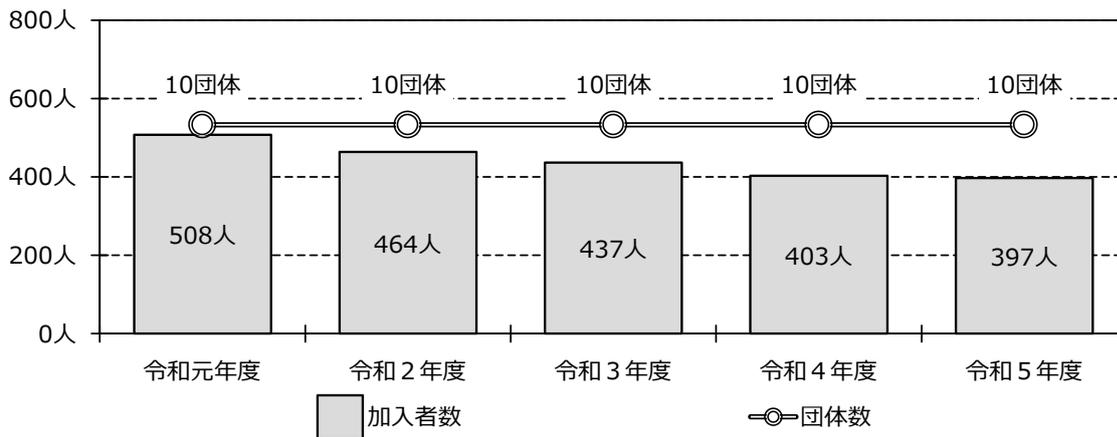
資料：各年度計、土佐町統計資料

※令和6年度については4～7月の数値

相談・支援件数は令和4年度にかけて減少傾向にありましたが、令和5年度に再び増加し、435件となっています。

内訳をみると、高齢者に関することがもっとも多く、令和3年度以降は件数も増加し、令和5年度には308件となっています。(全体の7割程度)

2) 老人クラブ・高齢者クラブの状況

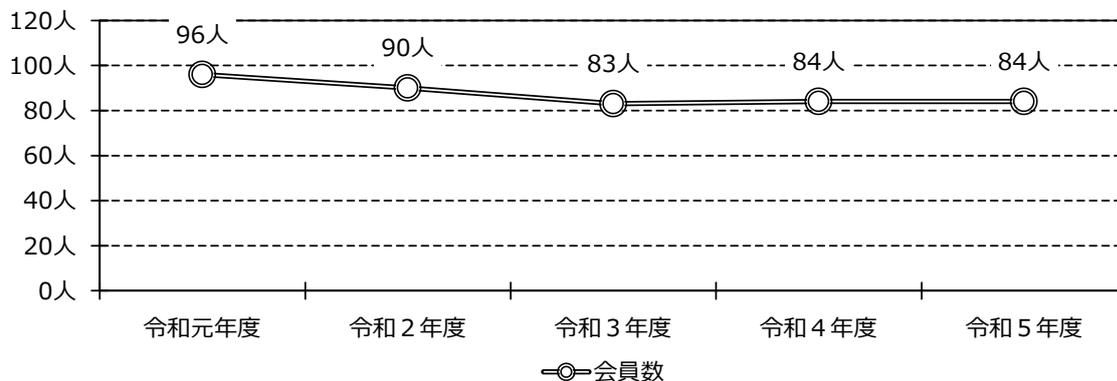


資料：各年度4月1日現在、土佐町統計資料

※単位老人クラブの団体・加入者数

老人クラブの団体数は令和5年度まで10団体で一定となっていますが、加入者数は減少傾向にあり、令和元年度は508人でしたが、令和5年度には令和元年度の8割弱程度の397人まで減少しています。

3) シルバー人材センターの状況



資料：各年度4月1日現在、土佐町統計資料

シルバー人材センターの会員数は減少傾向にあり、令和元年度の96人から、令和5年度は84人となっています。

(7) 成年後見制度を必要とする方を取り巻く状況

1) 認知症高齢者の日常生活自立度

	人数 (人)	割合 (%)	
全体	436	100.0	
■自立度Ⅱ以上	311	71.3	
■自立度Ⅲ以上	174	39.9	
自立度別	自立	25	5.7
	I	100	22.9
	Ⅱa	43	9.9
	Ⅱb	94	21.6
	Ⅲa	125	28.7
	Ⅲb	5	1.1
	Ⅳ	44	10.1
	M	0	0.0

「Ⅲa」が 28.7%でもっとも多く、ついで「Ⅰ」が 22.9%、「Ⅱb」が 21.6%となっています。

レベル	判断基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態 基本的に在宅で自立した生活が可能なレベル
Ⅱa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態
Ⅱb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意志疎通の困難さが家庭内でみられるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態
Ⅲa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意志疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態
Ⅲb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意志疎通の困難さが夜間にも見られるようになり、介護を必要とする状態
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態
M	著しい精神状態や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態

資料：令和5年10月時点、地域包括ケア「見える化」システム 現状分析データ

2) 権利擁護

<相談件数>

	虐待対応	成年後見制度	法律相談	その他（金銭管理）
相談件数	9件	4件	2件	2件

<成年後見制度の利用者数>

	後見	保佐	補助	合計
利用者数	5件	2件	0件	7件

高齢者の権利擁護の実現のため、土佐町と高知弁護士会で法律支援業務を契約しています。

令和5年度の地域包括支援センター法律支援業務による相談は、延べ17件（実人数9人）で、うち成年後見制度に関する相談件数は4件となっています。

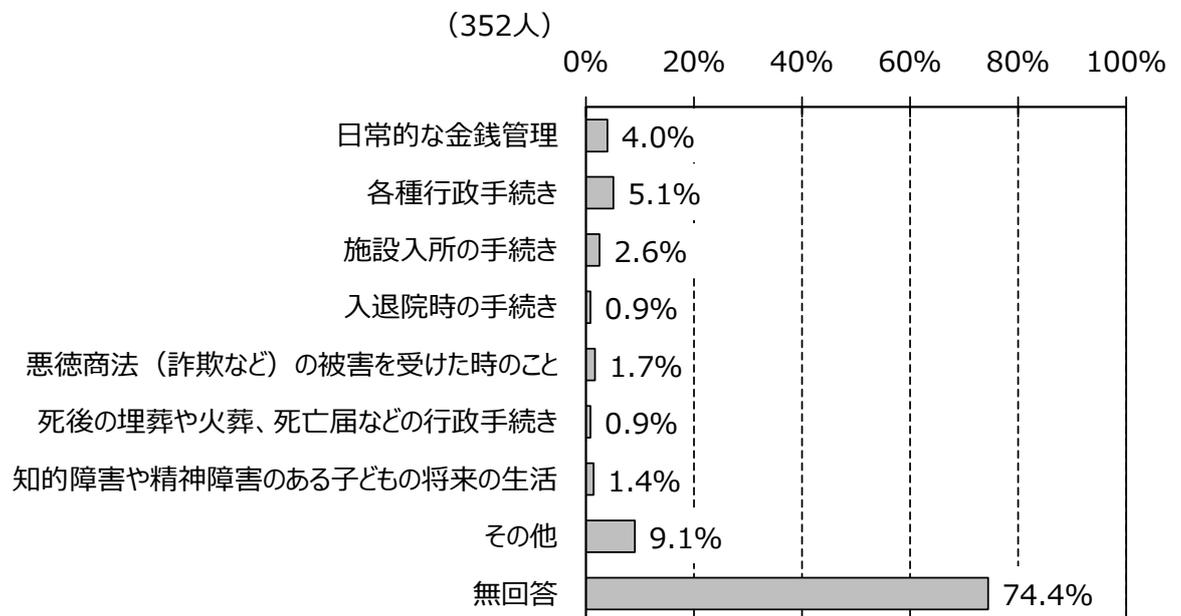
また、令和6年4月30日現在の成年後見制度の利用者数は7人となっています。

3) 成年後見制度に関するアンケート調査結果

令和4年 健康長寿問診票（75歳以上）より

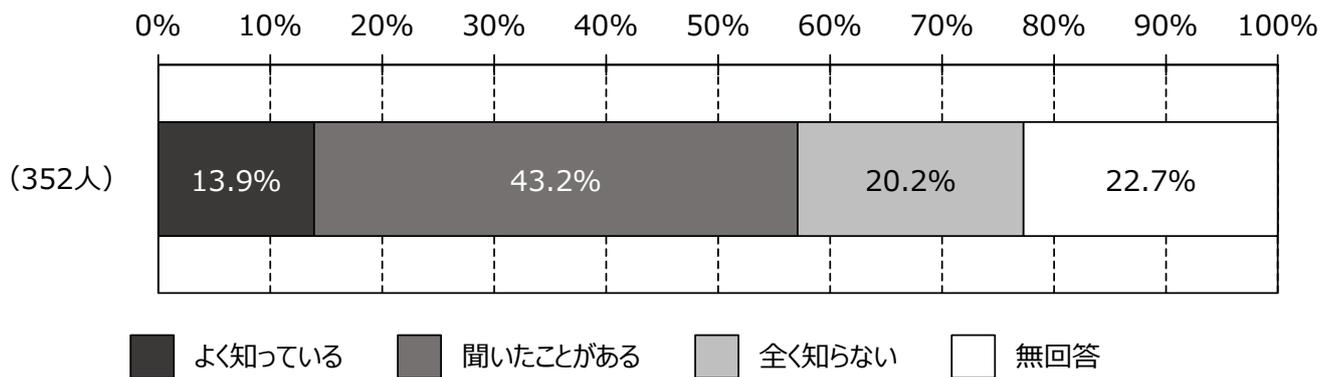
問診票提出数：352人（配布数813人、回収率43.3%）

<Q98 将来的に不安を感じることもあるか>



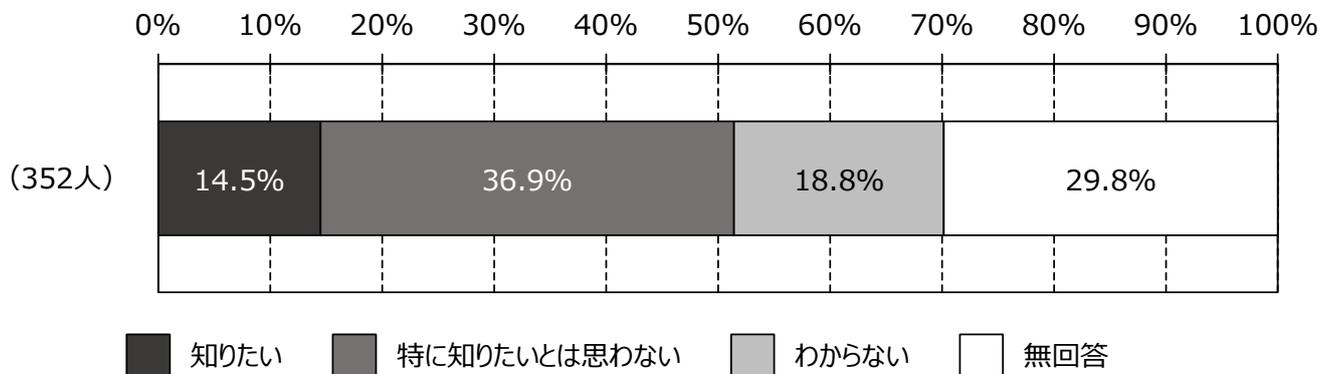
将来的に不安を感じていることとしては、「各種行政手続き」（5.1%）や「日常的な金銭管理」（4.0%）などが挙げられています。

<Q99 成年後見制度について知っているか>



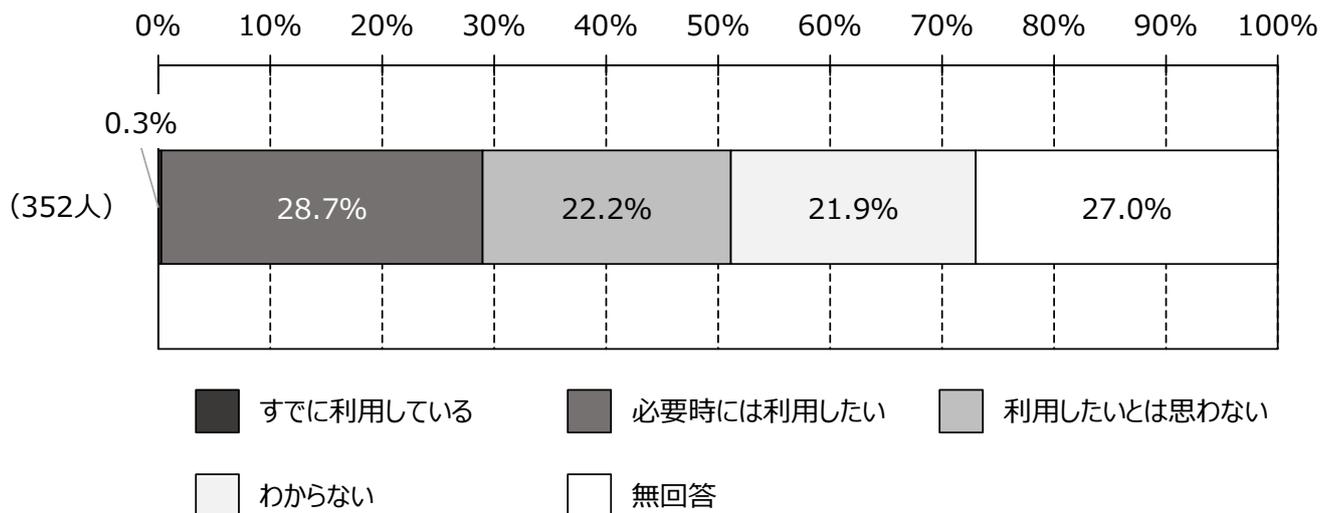
成年後見制度について「よく知っている」（13.9%）、「聞いたことがある」（43.2%）という回答をあわせると、全体の6割近くに認知されています。

<Q100 成年後見制度について知りたいと思うか>



成年後見制度について「知りたい」という回答は14.5%となっています。

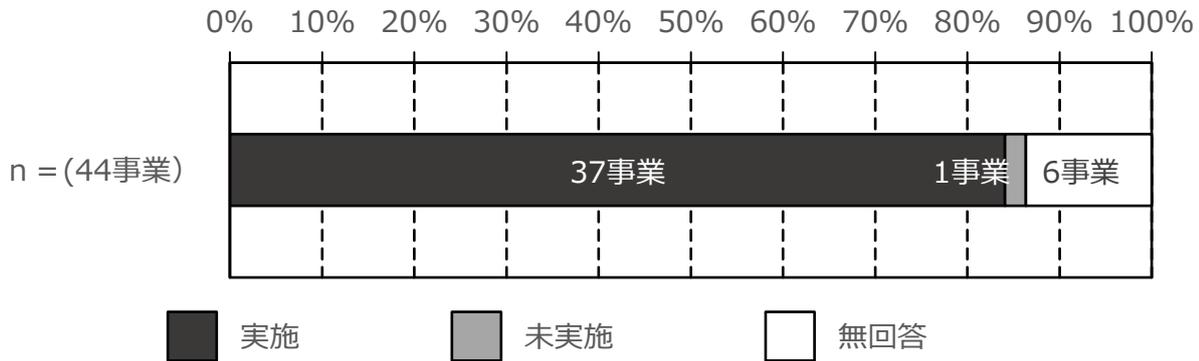
<Q101 成年後見制度を将来的に利用したいと思うか>



成年後見制度の利用意向について聞くと、「すでに利用している」人は0.3%（1人）おり、「必要時には利用したい」という人が28.7%と3割近くを占めています。

2. 第3期計画の進捗状況

(1) 施策・事業の実施状況



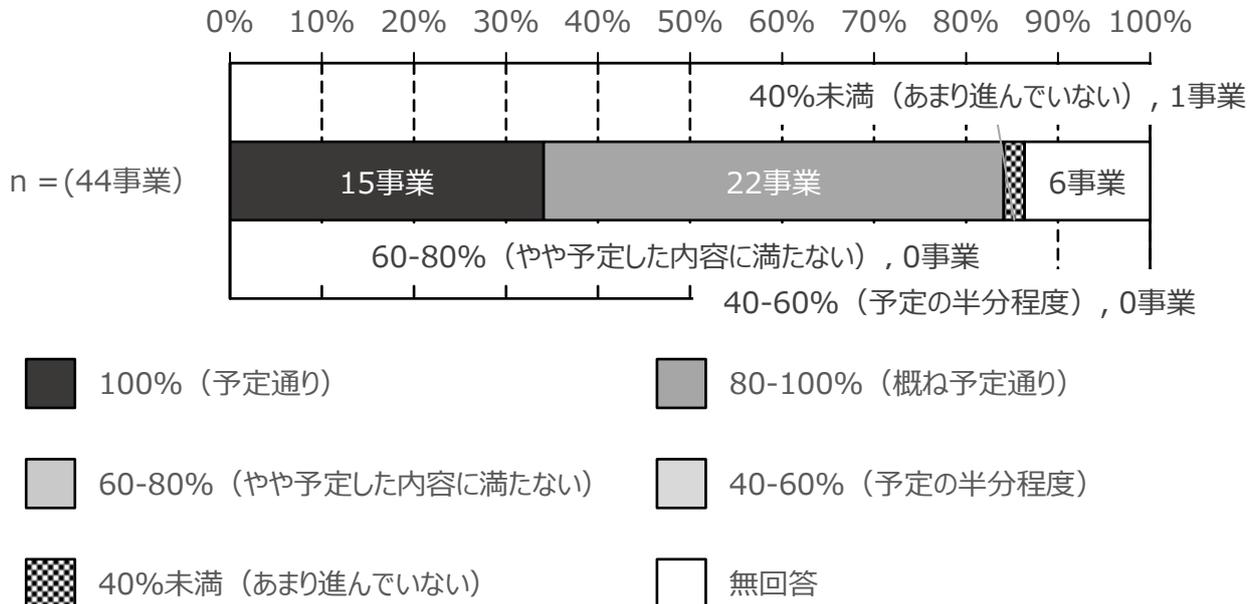
前回計画において記載のあった44の施策・事業（再掲を含め計画に記載があったのは43事業、1事業は計画策定後に追加された事業）について、各担当課によりこれまでの取組状況を検証したところ、1事業は現在までに未実施となっております。未実施となっていた施策・事業は以下の通りです。

○みつば保育園ミニデイ

地域の施設を利用し、その地域の高齢者と保育園児の交流を行う事業です。

令和2年度より新型コロナウイルス感染症のため自粛しており、以降、実施には至っていないために未実施となっております。

(2) 施策・事業の進捗評価



15の事業については、「100%（予定通り）」、22の事業については「80-100%（概ね予定通り）」と評価されており、8割以上の事業は予定通りに取り組むことができています。

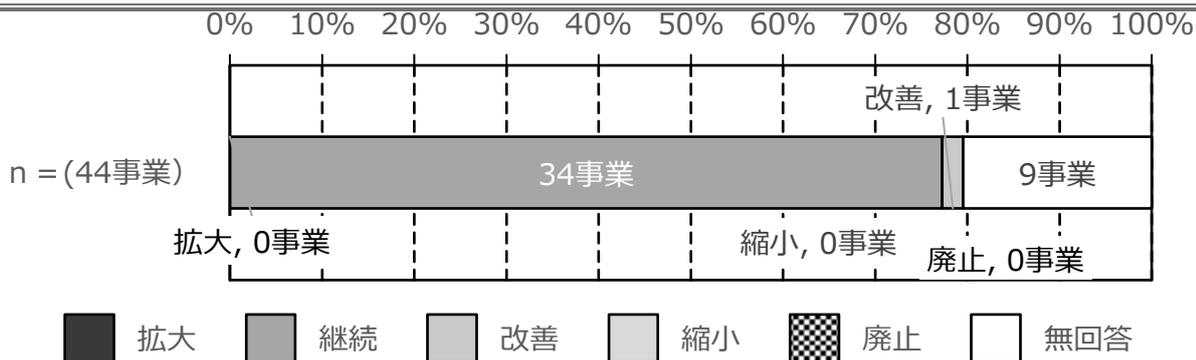
「40%未満（あまり進んでいない）」という評価の事業は1事業となっております

[40%未満（あまり進んでいない）]

○みつば保育園ミニデイ

コロナウイルス感染症に限らず、時期的に感染症が流行傾向の場合は自粛する必要があるため、なかなか実施することができませんでしたが、令和6年9月から月1回程度で施設訪問を実施予定となっております。

(3) 施策・事業の今後の取組方向



今後の施策・事業の取組方向として、廃止や縮小を検討しているものはありません。

多くの事業は「継続」(34 事業)となっており、1 事業については、事業の内容や内容を「改善」していく方向で取り組んでいくとしています。

[改善]

○認知症総合支援事業

コロナ禍以降、認知症サポーター養成講座を実施できていないため、若い世代（働く世代）への働きかけが十分とはいえない状況でした。今後は認知症サポーター養成講座や、あじさいネットの学習会、あじさいカフェを継続実施し、若い世代も含めた認知症に対する理解と、本人、家族のニーズと支援者をつなぐ仕組みづくり（チームオレンジ）を構築していくとしています。

(4) 追加されている事業

○交通弱者対策に向けた取組

自家用有償旅客運送を実施し、交通弱者の通院や買い物などに利用できる移動手段確保に取り組めます。必要であれば、土佐町地域公共交通会議で見直しを検討します。

前回計画に記載されている事業の多くは実施されており、これまでの進捗もおおむね予定通りとなっています。

今後の方向性についても多くの事業は「継続」となっており、次期計画においても基本的には前回計画の内容を継承していくものとします。

第3章 計画の方向性

1. 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

前回計画においては、住民が相互に助けあい、ともに生きる地域社会を構築していくため、住民一人ひとりが地域の主役となって活躍し、互いに支えあいながら地域づくりを推進するための行動指針として、

『ともにささえあう町づくり 土佐町』

を基本理念として各種の施策を展開してきました。

国においては、社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが規定されました。

そして、国・自治体には、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策、その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるように努めなければならぬことが規定されました。

さらに市町村に対しては、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることが求められています。

地域福祉にとって、町民や団体の活動、力が重要な要素であることは引き続き重要なことであり、“支え合いや助け合い”のつながりはより一層重要性を増していると考えられます。

前回計画で掲げた基本理念はこうした国の示した方向性と合致するものであり、地域福祉における普遍的な目標と考えられることから、本計画においてもこれまでの基本理念を継承していくこととします。

と
も
に
さ
さ
え
あ
う
町
づ
く
り
土
佐
町

※地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）とされています。

人々の暮らしていく上での課題の複雑化・複合化、少子高齢・人口減少社会の到来といった社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきており、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、適切な支援に結び付かないことなどにより、課題が深刻化している状況があるものと考えられ、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるよう社会としていくことが必要と考えられます。

そこで、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指す、地域共生社会の実現が求められています。

(2) 基本目標

前回計画においては、住民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域の人々との交流や各種の事業などを通じ、必要な知識などを身に付け、地域のつながりの中で各自が自分の能力を発揮して互いに支えあう地域づくりを進めてもらうことができるように、また啓発活動や交流事業の充実等による地域の多様な交流から生まれる人のつながりから地域福祉が推進される環境づくりが推進されるように、4つの基本目標を設定して各種の具体的事業に取り組んできました。

本計画においても多くの事業は継承されており、前回計画同様に、『ともにささえあう町づくり 土佐町』という基本理念の実現に向けて実施されることから、本計画においても前回計画と同じ4つの基本目標を設定して具体的な施策の展開を図ることとします。

基本目標 1 : 自助・共助に基づく地域福祉の心を育てよう

**基本目標 2 : 地域福祉を一緒に考え、
ささえあえる仲間・つながり（絆）を創ろう**

基本目標 3 : 仲間・つながりを活かしてもっと住みよい町にしよう

**基本目標 4 : 生涯にわたって健康で安心して暮らせる
町づくりを進めよう**

2. 計画の基本的な方向

(1) 地域福祉計画に求められること

地域共生社会の実現に向けて地域福祉計画に求められること

地域福祉計画には、これまでの地域福祉に関わる取組等を基にしながら、「地域共生社会」を実現するための計画として推進することが求められます。

地域共生社会の実現に向け、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくことが重要となります。

このため、国においては、社会福祉法を改正し市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、下記の5つの事項が掲げられており、それを踏まえなければ、法上の市町村地域福祉計画としては認められないものであるとし、下記の5つの事項について具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込むことが必要としました。

I. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

【事項の例】

- ①福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
- ②高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③制度の狭間の問題への対応のあり方
- ④生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ⑤共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ⑦就労に困難を抱える方への横断的な支援のあり方
- ⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある方への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- ⑩高齢者や障がい者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ⑪保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした方等への社会復帰支援のあり方
- ⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- ⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
- ⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯全庁的な体制整備

II. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

III. 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

IV. 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

V. 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 計画推進のポイント

各福祉分野の制度などによる支援では解決が難しいような課題や潜在的な課題が生じるなど、近年は、これまでの福祉施策の想定を超えて福祉ニーズが多様化してきています。

こうした状況に柔軟に対応し、本計画に実効性を求めながら、より効果的に推進していくためには、「行政による措置的な取組」だけでなく、町民や地域、団体等の自発的な取組に行政が支援を行い、協働で取り組むことが重要となります。

また、この協働の福祉の推進のためには、福祉サービスの利用者（受け手）である町民も地域福祉の担い手であることを、より多くの町民から理解していただけるよう啓発を行うとともに、町民一人ひとりが地域で役割を持ち、支え合いの活動が広がるよう取り組む必要があります。

地域に住む町民一人ひとりが主体的に行う「自助」、地域の人々が協力して実践していく「共助」、行政が責任を持って推進する「公助」、この自助・共助・公助の取組が、個々の課題に対して適切に組み合わせられることにより、多様な地域の福祉課題に対してのきめ細かで迅速な対応が期待されます。

このような取組を基本とし、本計画を推進するにあたり、大きく次の2つがポイントとしてあげられます。

ポイント1

町民、ボランティア団体・NPO、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が協働で取り組む福祉の推進・強化

ポイント2

立場に応じた役割を考え一人ひとりが「我が事」として主体的に活躍する

(3) 計画推進の視点

地域福祉の推進には、行政の取組だけでなく地域に住む町民一人ひとりの取組や支え合いが重要であり、そのための意識啓発や環境整備が求められます。

平成29年12月に厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の局長通知がありました。この通知では、改めて、地域福祉計画について、地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことなど、住民参加の必要性が示されています。

また、「共に生きる社会づくり」という視点が重要であること、地域住民が地域福祉の担い手であること、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていくことが重要であることなど、生活課題の達成への住民等の積極的参加が示されています。

本計画の推進にあたっては、こうした国の通知内容や町や社協の福祉施策・事業のこれまでの取組状況などを踏まえ、より効果的な推進が図られるよう、次の4つの視点に留意して取組を進めます。

○視点1 町民一人ひとりが自分の住む地域の問題に気づき、「我が事」として行動すること

町民一人ひとりが地域に目を向け、地域の問題を他人ごとではなく「我が事」として捉え、自分にできることが行われるような取組とそれに向けた環境整備が求められます。

○視点2 地域の問題の解決に向けて行動できる人を増やすこと、育てること

地域の問題を「我が事」として捉え行動する町民を増やしていくためには、正確な知識や理解のための情報提供・啓発活動のほか、必要な知識や技術を身につけるための各種の福祉教育の推進が必要です。また、若い世代も含め地域福祉を支える人材の育成や確保を図ることも求められます。

○視点3 地域福祉の個々の取組をつなげ、地域全体で展開すること

地域福祉に係る個々の活動をつなげ、地域全体で支え合うためのネットワーク構築が重要です。自助、共助が相互に連携、補完し合いながら地域福祉が推進される仕組みを整えることが求められます。

○視点4 地域で支え合いながら、健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進すること

こうした地域全体のつながりを支えることや、個人や地域では対応できない課題に対する支援、きめ細かな福祉サービスの提供が地域福祉推進に求められます。

3. 施策体系

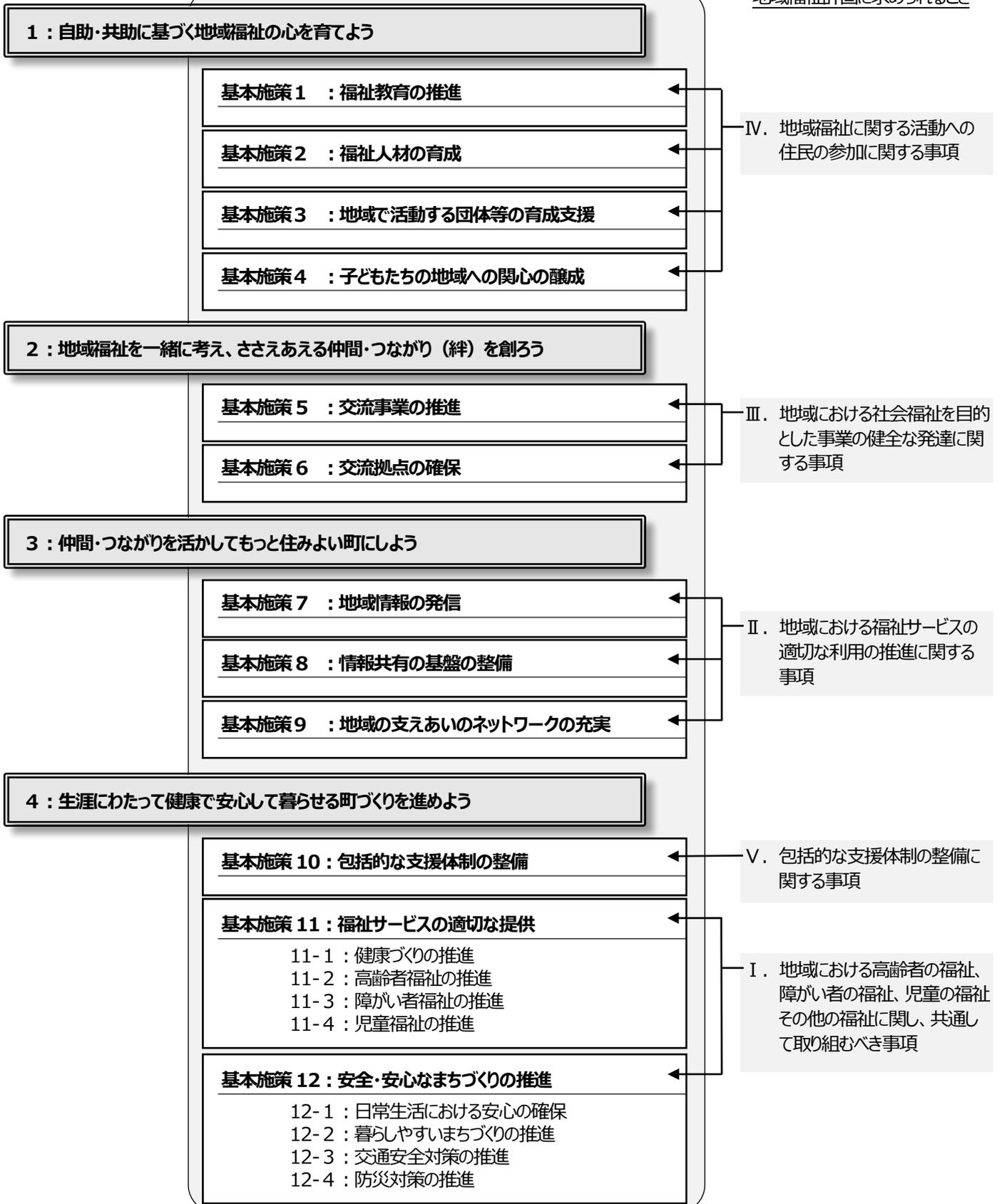
<基本理念>

ともに ささえあう 町づくり 土佐町

<基本目標>

<基本施策>

地域福祉計画に求められること



第4章 施策の展開

基本目標 1 : 自助・共助に基づく地域福祉の心を育てよう

1. 福祉教育の推進

○ボランティア活動支援事業

担当課等	健康福祉課
------	-------

【事業内容】

ボランティア活動の推進やボランティアの育成とコーディネートを行います。
ボランティア育成に関しては、次世代の育成が十分ではないと考えられることから、他機関と連携し、ボランティアの育成強化を行っていきます。

【今後の方向性】 継続

地域への細やかなアプローチができていなかった部分があるため、今後は地域へのアプローチに留意しながら継続して取り組んでいきます。

○福祉教育・人権教育の推進

担当課等	健康福祉課/教育委員会
------	-------------

【事業内容】

住民の福祉意識、人権意識の醸成を図るため、講演や研修会を開催して、学校教育の場、生涯学習の場をはじめあらゆる場で、福祉教育、人権教育の推進を図ります。
また、次世代の福祉を担う人材を育成するため、地域・保育・学校と連携した福祉教育を推進します。

【今後の方向性】 継続

今後も継続して取り組んでいきます。

2. 福祉人材の育成

○地域に開かれた催しの開催促進

担当課等	企画推進課
------	-------

【事業内容】

交流の中心となる地域の担い手の発掘・育成をするとともに、様々な立場の方が一同に集えるよう、地域の中にある様々な団体・施設・事業者などを巻き込みながら、地域に開かれた催しの開催を促進します。

【今後の方向性】 継続

今後も継続して取り組んでいきます。

○ボランティアセンター事業

担当課等	健康福祉課
------	-------

【事業内容】

ボランティアセンターの機能の充実を図り、ボランティアの育成とコーディネート機能の充実を図ります。
また、ボランティアセンターへの登録、紹介、活動支援ネットワークによりボランティア活動の促進や普及啓発をします。
ボランティアセンターの認知度が低く、PR が不十分と考えられ、ボランティアに興味があっても、具体的な活動につなげることができていない状況があると思われます。そのため、今後はコーディネート力の向上に努めていきます。また、次世代ボランティア育成のための講座のあり方や内容を検討し、登録者の拡大など、計画的に事業を実施していきます。"

【今後の方向性】 継続

登録者の整理を行ったことで、全体の登録者数は減少しましたが、実効性のある名簿となりました。
今後は防災系のボランティアについても検討をすすめていきます。

○ボランティア活動支援事業

再掲	担当課等	健康福祉課
----	------	-------

【事業内容】

ボランティア活動の推進やボランティアの育成とコーディネートを行います。
ボランティア育成に関しては、次世代の育成が十分ではないと考えられることから、他機関と連携し、ボランティアの育成強化を行っていきます。

【今後の方向性】 継続

地域への細やかなアプローチができていなかった部分があるため、今後は地域へのアプローチに留意しながら継続して取り組んでいきます。

3. 地域で活動する団体等の育成支援

○促進団体等の育成支援

担当課等	健康福祉課等
------	--------

【事業内容】

地域福祉活動計画に基づく自主的な活動はもちろん、地域住民による子育て支援や生きがい活動、支えあい活動等の地域福祉活動の推進のため、関係機関と連携して育成支援を図ります。

また、地域の生活課題の解決や地域福祉に関わる諸活動の推進のほか、住民の孤立感の解消や社会参加を促すため、様々な活動団体とネットワークをつくり協力、協働できる体制をつくります。

【今後の方向性】 継続

今後も継続して取り組んでいきます。

4. 子どもたちの地域への関心の醸成

○みつば保育園ミニデイ

担当課等	教育委員会
------	-------

【事業内容】

地域の施設を利用し、その地域の高齢者と保育園児の交流を行っています。

地域の高齢者等が来園したり、施設訪問をしたりして互いにふれあいを楽しんでおり、交流により互いを思いやる気持ちが育まれ、また接し方を学ぶなど相乗効果が得られています。高齢者等の「やさしさ」と子どもたちの「げんき」が交流する場となっています。

今後も、地域で開催されているあったかふれあいセンターや施設訪問への参加や、高齢者等に園に出向いてもらってのふれあい活動を継続して実施していきます。

【今後の方向性】 継続

令和2年度より新型コロナウイルス感染症のため活動を自粛していました。

新型コロナウイルス感染症に限らず、時期的に感染症が流行傾向の場合は自粛する必要がありますが、令和6年9月から月1回程度で施設訪問を実施予定となっています。

引き続き、地域の高齢者等に来園いただいたり、近隣の施設訪問をしたりして、ふれあい交流活動を継続して実施していきます。

○小中学校における地域学習

担当課等	教育委員会
------	-------

【事業内容】

小中学校では地域の大人（学校応援団員）を講師とした学習を行ったり、高齢者施設などの訪問を行っています。

【今後の方向性】

家庭では経験できない貴重な体験ができていいると思われしますので、今後も継続して実施していきます。

○土佐町学校応援団

担当課等

教育委員会

【事業内容】

生涯学習学校や放課後子ども教室を通して子どもたちの「人を思いやる心」や「人と関わりを持つ」とする意識を育てます。

常に大勢の地域住民との関わりを通じ、コミュニケーション能力の向上や社会性を学ぶ機会となっています。放課後子ども教室では体験教室を実施することで学校外でも充実した教育活動の機会を持てていると考えられます。

今後も、町が進める教育目標を十分に留意した内容での実施や、学校応援団員の人材確保を図りながら、多様な質の高い体験活動の実施、学校教育での支援活動、地域における生徒、児童の見守り活動の強化に取り組んでいきます。

【今後の方向性】

学校に慣れていない1年生が安心して過ごすことができます。また、放課後や長期休暇に児童が安全・安心して過ごせる場ともなっています。

しかし応援団員が高齢化となり、継続していく為の人材確保が課題となっているため、今後も人材の育成・確保を図りながら継続して実施していきます。

○嶺北高等学校魅力化

担当課等

企画推進課/教育委員会

【事業内容】

嶺北高等学校の維持・活性化に向けて、地域外留学生受け入れ、町営寮の設置、公設塾の設置、探究学習の推進等により、高校の魅力化を行います。

探究学習の推進では「住民の幸福につながる探求型学習の構築」を掲げており、地域への関心を醸成する活動となっています。また、地域外留学生の受け入れには「嶺親の会」として、地域の住民がボランティアとして活動しており、今後も高校生の相談役等として見守り活動に取り組んでいきます。

【今後の方向性】 継続

予定されていた事業内容についておおむね計画通り実施することができ、地域外留学生の確保、地元生の進学維持、魅力化に向けた仕組みづくり、いずれにおいても計画どおり進捗しています。

今後は令和5年度末に策定した新たなアクションプランに基づき、取組を実施していきます。

5. 交流事業の推進

○みつば保育園ミニデイ

再掲

担当課等

教育委員会

【事業内容】

地域の施設を利用し、その地域の高齢者と保育園児の交流を行っています。

地域の高齢者等が来園したり、施設訪問をしたりして互いにふれあいを楽しんでおり、交流により互いを思いやる気持ちが育まれ、また接し方を学ぶなど相乗効果が得られています。高齢者等の「やさしさ」と子どもたちの「げんき」が交流する場となっています。

今後も、地域で開催されているあったかふれあいセンターや施設訪問への参加や、高齢者等に園に出向いてもらってのふれあい活動を継続して実施していきます。

【今後の方向性】 継続

令和2年度より新型コロナウイルス感染症のため活動を自粛していました。

コロナウイルス感染症に限らず、時期的に感染症が流行傾向の場合は自粛する必要がありますが、令和6年9月から月1回程度で施設訪問を実施予定となっています。

引き続き、地域の高齢者等に来園いただいたり、近隣の施設訪問をしたりして、ふれあい交流活動を継続して実施していきます。

○小中学校における地域学習

再掲

担当課等

教育委員会

【事業内容】

小中学校では地域の大人（学校応援団員）を講師とした学習を行ったり、高齢者施設などの訪問を行っています。

【今後の方向性】

家庭では経験できない貴重な体験ができていると思われるので、今後も継続して実施していきます。

○土佐町学校応援団

再掲

担当課等

教育委員会

【事業内容】

生涯学習学校や放課後子ども教室を通して子どもたちの「人を思いやる心」や「人と関わりを持つ」とする意識を育てます。

常に大勢の地域住民との関わりを通じ、コミュニケーション能力の向上や社会性を学ぶ機会となっています。放課後子ども教室では体験教室を実施することで学校外でも充実した教育活動の機会を持てていると考えられます。

今後も、町が進める教育目標を十分に留意した内容での実施や、学校応援団員の人材確保を図りながら、多様な質の高い体験活動の実施、学校教育での支援活動、地域における生徒、児童の見守り活動の強化に取り組んでいきます。

【今後の方向性】

学校に慣れていない1年生が安心して過ごすことができます。また、放課後や長期休暇に児童が安全・安心して過ごせる場ともなっています。

しかし応援団員が高齢化となり、継続していく為の人材確保が課題となっているため、今後も人材の育成・確保を図りながら継続して実施していきます。

○嶺北高等学校魅力化

再掲

担当課等

企画推進課/教育委員会

【事業内容】

嶺北高等学校の維持・活性化に向けて、地域外留学生受け入れ、町営寮の設置、公設塾の設置、探究学習の推進等により、高校の魅力化を行います。

探究学習の推進では「住民の幸福につながる探求型学習の構築」を掲げており、地域への関心を醸成する活動となっています。また、地域外留学生の受け入れには「嶺親の会」として、地域の住民がボランティアとして活動しており、今後も高校生の相談役等として見守り活動に取り組んでいきます。

【今後の方向性】 継続

予定されていた事業内容についておおむね計画通り実施することができ、地域外留学生の確保、地元生の進学維持、魅力化に向けた仕組みづくり、いずれにおいても計画どおり進捗しています。

今後は令和5年度末に策定した新たなアクションプランに基づき、取組を実施していきます。

6. 交流拠点の確保

○あったかふれあいセンター事業

担当課等	健康福祉課
------	-------

【事業内容】

地域福祉コーディネーターを設置し、旧小学校区単位での支えあい・交流活動の維持及び交流の再生を支援します。また、地域サポーターを各サテライトに配置し、住民の主体的な集いの運営サポート、訪問活動等を展開します。

高齢者宅への訪問などを通して、高齢者の見守り活動や地域ニーズの把握を行います。また、介護予防、ひきこもり防止、認知症予防を目的とする外出の支援や他の地域との交流を行います。

地域サポーターを各サテライトに配置し、住民の主体的な集いの運営サポート、訪問活動等を展開します。

各サテライトの訪問活動の充実とPDCAサイクルの確立を図るとともに、魅力ある集いの展開とあったかふれあいセンターの機能の充実を図ります。

また、サテライトごとにフレイル・介護予防に資する取組の充実及び住民自らの自立の促進や意識付けを行っていきます。

【今後の方向性】 継続

新型コロナの影響もあり、集いの中止が余儀なくされたため、参加者のADL低下がみられるようになりましたが、集いの代わりに訪問活動の充実を図ることで、生活課題が見え個別支援につなげることができました。

集いは「住民主体」を目指しているところですが、利用者の固定化や超高齢化により、「住民主体」が困難な状況にありつつあります。今後は集いの在り方や、運営方法を模索しながら活動を継続していきます。

○コミュニティセンター

担当課等	企画推進課
------	-------

【事業内容】

町内のコミュニティセンター（旧小学校舎）等を活用して、地域内の様々な人的・物的資源を活用し、集落を支え、活性化していく場づくりに取り組みます。

【今後の方向性】 継続

今後も継続して取り組んでいきます。

○石原集落活動センター

担当課等

企画推進課

【事業内容】

石原コミュニティセンターを拠点とし、地域内の様々な資源を活用し、集落を支え、活性化していきます。
特に当該地域においては、体験型観光プログラムや各種イベントの開催を通じた地域内外の交流促進、地域産品を活用した加工品の製造・販売等を行う「やまさとの市」の運営などのほか、生活店舗である「さとのみせ」の運営継続などに取り組んでいきます。

【今後の方向性】 継続

今後も継続して取り組んでいきます

○松ヶ丘集落活動センター

担当課等

企画推進課

【事業内容】

松ヶ丘コミュニティセンターを拠点とし、地域内の様々な資源を活用し、集落を支え、活性化していきます。
特に当該地域においては、新たに建設した加工施設「丘のテーブル」を拠点とした特産品の開発・製造・販売や、地域内外の交流イベントの開催、オートキャンプ場や観光農園の整備などによる地域活性化に取り組んでいきます。

【今後の方向性】 継続

今後も継続して取り組んでいきます

○森集落活動センター

担当課等

企画推進課

【事業内容】

森地域集落活動センターみんなの森を拠点とし、地域内の様々な資源を活用し、集落を支え、活性化していく場所をつくります。
特に当該地域においては、拠点施設を中心とした地域内外の交流イベント等の開催や、周辺道路・山林への桜等の植樹、子どもたちが安全に遊ぶことができる環境整備などに取り組んでいきます。

【今後の方向性】 継続

今後も継続して取り組んでいきます

○地蔵寺集落活動センター

担当課等

企画推進課

【事業内容】

地蔵寺ふれあい笑学校（地蔵寺コミュニティセンター）を拠点とし、地域内の様々な資源を活用し、集落を支え、活性化していく場所をつくります。
特に当該地域においては、地蔵寺ふれあい広場キャンプ場の整備や地域の空き施設を活用したイベントの実施を行うことによって交流人口の拡大を図るとともに、里山整備や住民の山林管理の負担軽減に向けて取り組んでいきます。

【今後の方向性】 継続

今後も継続して取り組んでいきます

基本目標3：仲間・つながりを活かしてもっと住みよい町にしよう

7. 地域情報の発信

○地域間交流の催しの情報の発信

担当課等	企画推進課
------	-------

【事業内容】

地域間交流の活性化を図るため、できるだけ多くの方に参加していただけるよう、情報伝達の手段等に工夫をしながら、地域間交流の催しの情報を発信します。

【今後の方向性】 継続

今後も継続して取り組んでいきます。

8. 情報共有の基盤の整備

○情報基盤施設整備

担当課等	総務課
------	-----

【事業内容】

町内を巡らせた光ファイバー網を活用し、告知端末による住民に対する行政からの情報提供を行うことに加え、域内無料電話の活用により住民同士のコミュニケーションを活性化します。

また今後は告知端末のほか、先進技術の導入などについても検討し、緊急時に多方面に対応できるシステムの構築を図ります。

【今後の方向性】 継続

町内に巡らせた光ファイバー網を活用し、緊急時等の連絡手段として活用しています。

今後も情報基盤の整備と活用に取り組んでいきます。

9. 地域の支えあいのネットワークの充実

○あったかふれあいセンター事業

再掲

担当課等

健康福祉課

【事業内容】

地域福祉コーディネーターを設置し、旧小学校区単位での支えあい・交流活動の維持及び交流の再生を支援します。また、地域サポーターを各サテライトに配置し、住民の主体的な集いの運営サポート、訪問活動等を展開します。

高齢者宅への訪問などを通して、高齢者の見守り活動や地域ニーズの把握を行います。また、介護予防、ひきこもり防止、認知症予防を目的とする外出の支援や他の地域との交流を行います。

地域サポーターを各サテライトに配置し、住民の主体的な集いの運営サポート、訪問活動等を展開します。

各サテライトの訪問活動の充実とPDCAサイクルの確立を図るとともに、魅力ある集いの展開とあったかふれあいセンターの機能の充実を図ります。

また、サテライトごとにフレイル・介護予防に資する取組の充実及び住民自らの自立の促進や意識付けを行っていきます。

【今後の方向性】 継続

新型コロナの影響もあり、集いの中止が余儀なくされたため、参加者のADL低下がみられるようになりましたが、集いの代わりに訪問活動の充実を図ることで、生活課題が見え個別支援につなげることができました。

集いは「住民主体」を目指しているところですが、利用者の固定化や超高齢化により、「住民主体」が困難な状況にありつつあります。今後は集いの在り方や、運営方法を模索しながら活動を継続していきます。

○コミュニティセンター

再掲

担当課等

企画推進課

【事業内容】

町内のコミュニティセンター（旧小学校舎）等を活用して、地域内の様々な人的・物的資源を活用し、集落を支え、活性化していく場づくりに取り組みます。

【今後の方向性】 継続

今後も継続して取り組んでいきます。

○石原集落活動センター

再掲

担当課等

企画推進課

【事業内容】

石原コミュニティセンターを拠点とし、地域内の様々な資源を活用し、集落を支え、活性化していきます。
特に当該地域においては、体験型観光プログラムや各種イベントの開催を通じた地域内外の交流促進、地域産品を活用した加工品の製造・販売等を行う「やまさとの市」の運営などのほか、生活店舗である「さとのみせ」の運営継続などに取り組んでいきます。

【今後の方向性】 継続

今後も継続して取り組んでいきます

○松ヶ丘集落活動センター

再掲

担当課等

企画推進課

【事業内容】

松ヶ丘コミュニティセンターを拠点とし、地域内の様々な資源を活用し、集落を支え、活性化していきます。
特に当該地域においては、新たに建設した加工施設「丘のテーブル」を拠点とした特産品の開発・製造・販売や、地域内外の交流イベントの開催、オートキャンプ場や観光農園の整備などによる地域活性化に取り組んでいきます。

【今後の方向性】 継続

今後も継続して取り組んでいきます

○森集落活動センター

再掲

担当課等

企画推進課

【事業内容】

森地域集落活動センターみんなの森を拠点とし、地域内の様々な資源を活用し、集落を支え、活性化していく場所をつくります。
特に当該地域においては、拠点施設を中心とした地域内外の交流イベント等の開催や、周辺道路・山林への桜等の植樹、子どもたちが安全に遊ぶことができる環境整備などに取り組んでいきます。

【今後の方向性】 継続

今後も継続して取り組んでいきます

○地蔵寺集落活動センター

再掲

担当課等

企画推進課

【事業内容】

地蔵寺ふれあい笑学校（地蔵寺コミュニティセンター）を拠点とし、地域内の様々な資源を活用し、集落を支え、活性化していく場所をつくります。
特に当該地域においては、地蔵寺ふれあい広場キャンプ場の整備や地域の空き施設を活用したイベントの実施を行うことによって交流人口の拡大を図るとともに、里山整備や住民の山林管理の負担軽減に向けて取り組んでいきます。

【今後の方向性】 継続

今後も継続して取り組んでいきます

基本目標 4 : 生涯にわたって健康で安心して暮らせる町づくりを進めよう

10. 包括的な支援体制の整備

○相談支援体制の構築

担当課等	健康福祉課
------	-------

【事業内容】

住民に身近な圏域である小地域単位（旧小学校区）では、主にあったかふれあいセンターや生活支援コーディネーターが中心となり、集いや訪問活動等を通して、地域の困り事やニーズをキャッチし、行政や社会福祉協議会等の関係機関につなぎます。

また、町全域では、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや子育て支援センター、社会福祉協議会で実施している障がい者の相談支援事業や生活困窮者自立相談支援事業等において、高齢者、子ども・子育て、障がい者、生活困窮者など各分野における相談体制の充実を図るとともに、ひきこもり等の制度の狭間のニーズや 8050 問題など複合的な課題を抱えるケースに対応するため、関係機関と連携を図り、総合的な相談支援体制を構築します。

【今後の方向性】 継続

コロナ禍で様々な課題が浮き彫りとなることで相談支援業務の充実が図られてきました。
今後も継続して取り組んでいきます。

○心配事相談事業

担当課等	健康福祉課
------	-------

【事業内容】

相談を受け付け、解決に向けた支援をします。町内 3 か所で輪番にて毎月開催しています。

これまでのところ、住民からの苦情や問い合わせは特になく、相談員からも課題等の話はありませんが、いざというときに相談対応できるように、引き続き、町内 3 か所にて輪番で開催し、心配事相談のほか、人権相談、行政相談、消費生活相談を実施していきます。

【今後の方向性】 継続

顔見知りで相談しづらい。相談内容で相手が特定されやすい。など、相談員が身近すぎ遠慮するケースがあります。
今後も相談者や相談内容に関する情報に配慮しながら、気軽に相談してもらおうことができるよう取り組んでいきます。

○SDGs の推進

担当課等	企画推進課/全所属
------	-----------

【事業内容】

誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりに向けて、国際的な開発目標である SDGs（Sustainable Development Goals）を土佐町の振興計画（総合計画）の柱に位置付け、取組を推進します。

【今後の方向性】 継続

概ね計画どおり進捗しており、引き続き、取組を実施していきます。

○地域包括ケアシステムの推進

担当課等

健康福祉課

【事業内容】

誰もが可能な限り住み慣れた地域でその人らしく暮らせるよう、生活支援コーディネーターを設置し、地域におけるニーズキャッチの体制の充実を図り、専門職につなげるような体制をつくります。

また、保健・医療・介護・予防・生活支援などが連携し、伴走的な支援により切れ目のない支援体制を構築するとともに、それらが一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進します。

【今後の方向性】 継続

介護職員の人材不足があり、令和5年にはヘルパーサービス事業所の閉鎖もありました。在宅介護をする上でのサービスの確保に向けて、広域での検討が必要と考えられます。

誰もが可能な限り住み慣れた地域でその人らしく暮らせるよう、生活支援コーディネーターの設置やあったかふれあいセンターの集いの場等で地域におけるニーズキャッチの体制の充実を図り、専門職につなげるような体制をつくります。

また、保健・医療・介護・予防・生活支援などが連携し、伴走的な支援により切れ目のない支援体制を構築するとともに、それらが一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進します。

○民生・児童委員協議会との連携

担当課等

健康福祉課

【事業内容】

民生・児童委員は地域における相談役として住民の立場に立って、住民と各公的機関との橋渡しや相談援助活動、訪問活動を行っています。民生児童委員活動を支援し、連携することで、きめ細かな地域福祉の向上を図ります。

【今後の方向性】 継続

民生・児童委員の欠員が解消したことで、土佐町全体の見守りが可能となっていますが、委員の高齢化やなり手不足など継続していくことには課題があります。

今後も民生・児童委員の欠員が生じないよう取り組んでいます。

○社会福祉協議会との連携

担当課等

健康福祉課

【事業内容】

社会福祉協議会は行政とともに、地域福祉を推進する中心的な団体であり、社会福祉協議会活動を支援し、連携することで、多様化する地域課題の解決と地域福祉の向上を図ります。

【今後の方向性】 継続

福祉部局と社会福祉協議会は同じ建物にあるため、連携がとりやすい環境となっています。

定期的な連携会議を行うことで情報共有を図っており、今後も連携を密にとりながら地域福祉の推進に取り組んでいます。

11. 福祉サービスの適切な提供

(1) 健康づくりの推進

○総合型地域スポーツクラブ

担当課等

教育委員会

[事業内容]

子どもから高齢者までが、スポーツや趣味を通じ、健康づくり、仲間づくりなどそれぞれの目的に沿って、地域の皆さんが主体となり、誰もが気軽に活動できる総合型地域スポーツクラブを中心とした生涯スポーツを推進します。

総合型地域スポーツクラブ（土佐町 Happiness スポーツクラブ）は、平成 25 年の設立以来、スポーツを通じた健康づくり・地域づくりを理念に、地域住民が主体となって活動を続けてきており、日頃の活動を通して、住民同士の交流機会の創出にもつながっています。

[今後の方向性] 継続

財政的に専任スタッフを雇用することができず、運営体制の強化や財源の確保が課題となっています。

高齢者の健康づくりとしての取組が増えてきており、今後も、町内におけるスポーツクラブの認知度向上及び会員の確保や、スポーツクラブの運営体制の強化、スポーツを通じた観光・交流事業など、財源の確保につながる収益事業の検討及び実施を進めていきます。

○認知症総合支援事業

担当課等

健康福祉課

[事業内容]

認知症に関する啓発を進め、認知症の家族や本人を地域で支える活動を支援します。

- ・認知症サポーター養成講座
- ・回想法を用いた学習会の開催
- ・あったかふれあいセンターのスタッフ・ボランティアを対象とした認知症の方への対応の仕方に関する学習会の開催
- ・土佐町介護家族の集い（年 6 回）
- ・認知症カフェの機能を持たせた「あじさいカフェ」の実施
- ・認知症初期集中支援チームの設置（認知症サポート医と保健師、医療ソーシャルワーカー等で構成）
- ・ご長寿健診の認知機能検査結果を踏まえた主治医との連携など、認知症の早期発見とご本人、ご家族への支援
- ・関係機関の顔のみえる関係づくりと認知症の人やその家族を支えるための見守りネットワークづくりに資することを目的に「あじさいネット」を開催

[今後の方向性] 内容を改善

コロナ禍以降、認知症サポーター養成講座を実施できていない状況となっています。

地域住民への普及啓発、認知症への理解、特に若い世代（働く世代）への働きかけが必要と考えられます。

認知症の方が身近なところで気軽に集える場所として、あったかふれあいセンターであじさいカフェ（認知症カフェ）を実施しています。

今後は認知症サポーター養成講座や学習会、あじさいカフェを継続実施し、若い世代も含めた認知症に対する理解と、本人、家族のニーズと支援者をつなぐ仕組みづくりを構築していきます。

(2) 高齢者福祉の推進

○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

担当課等

健康福祉課

[事業内容]

高齢者保健福祉計画においては、高齢者の積極的な社会参加及び自立生活の支援を大きな施策として進めるとともに、介護保険事業計画では、介護予防等の推進をはじめとして、在宅介護サービスと施設介護サービスのそれぞれの基盤整備と質的向上を図ることとしています。また、地域の高齢者やその家族を地域全体で支える体制を整えるため、地域包括ケアシステム構築の取組を推進することとしています。

[今後の方向性] 継続

今後も継続して取り組んでいきます。

(3) 障がい者福祉の推進

○障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

担当課等

健康福祉課

[事業内容]

この計画は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、②障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等、③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、④地域共生社会の実現に向けた取り組み、⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援、などの取組を推進することとしています。

[今後の方向性] 継続

今後も継続して取り組んでいきます。

(4) 児童福祉の推進

○子ども・子育て支援事業計画の推進

担当課等

健康福祉課/教育委員会

[事業内容]

この計画は、子どもの視点にたった施策、子育て家庭の視点にたった施策、地域での子育て支援、妊娠・出産期からの切れ目のない施策を基本的な考え方として、①地域における子育ての支援、②妊娠・出産期からの切れ目のない保健対策、③産前・産後休業、育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用、④職業生活と家庭生活との両立の推進、⑤保護を要する子どもへの対応、などの取組を推進することとしています。

[今後の方向性] 継続

今後も継続して取り組んでいきます。

また、子ども基本法の成立により新たに「こども計画」の策定が努力義務化されていることから、こども計画との一本化についても検討していきます。

12. 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 日常生活における安心の確保

○高齢者安心安全見守り事業

担当課等	健康福祉課
------	-------

【事業内容】

ひとり暮らしの高齢者及び重度心身障がい者等に IP 版緊急通報端末と安否センサーを設置する事業で、ここ数年、利用者の推移に大きな増はなく、70 人前後の利用者数となっています。

毎年数台ずつ新しく機器を購入し、新規利用者のほか、現利用者の機器更新を行っています。旧型機器を設置している家庭では、安否センサーがなく、相談・緊急ボタンによる通報のみでしたが、機器更新をすることで安否センサー付きとなり、従来の相談・緊急ボタンによる通報のほか、宅内における利用者の行動検知ができるようになり、見守りの強化につながっています。

また、民間事業者と協定を交わし連携を図ることで、民間事業者が移動販売や配達、検針など日常業務に関連してひとり暮らし高齢者宅を訪問した際に、声かけや安否確認などの見守り体制の強化に取り組みます。

【今後の方向性】 継続

異常時に確認してもらう協力者が必要となっていますが、一人が何人も担当している状況もあり、確認が困難になりつつあります。

単身高齢者を対象としていますが、高齢者夫婦など、対象者世帯の見直しも必要と考えられます。

今後も、新規利用者のほか、現利用者宅の旧型の機器更新を実施していきます。

○権利擁護の推進

担当課等	健康福祉課
------	-------

【事業内容】

福祉サービスを必要とする人が適切なサービスにつながるよう、制度の周知や相談窓口の充実を図ります。

また、判断能力が十分でない、高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などに対しては、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度や社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用促進を通して、財産保護や福祉サービスの利用支援を行います。

また、高齢者、障がいのある方、子ども等に対する虐待や DV などについては、相談体制やネットワークの強化を通して、早期発見や防止に取り組みます。"

【今後の方向性】 継続

今後も引き続き、権利擁護に取り組んでいきます。

(2) 暮らしやすいまちづくりの推進

○地方バス路線維持運営補助

担当課等	総務課
------	-----

[事業内容]

バス路線の維持確保のために民間事業者に対し、運営費の補助を行い、日常的な移動のための交通手段の確保を図るものです。

[今後の方向性] 継続

公共交通の利用者は減少傾向にあり、町内路線については土佐町公共交通会議で、他市町村にまたがる路線については高知県地域公共交通活性化協議会嶺北ブロックで路線について検討します。

○廃止路線代替バス車両購入補助

担当課等	総務課
------	-----

[事業内容]

バス路線の維持確保のために民間事業者に対し、バス購入補助を行い、住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図るものです。

更新時期を検討し、購入支援を実施していきます。

[今後の方向性] 継続

今後も継続して取り組んでいきます。

○買い物弱者対策に向けた検討

担当課等	企画推進課/総務課
------	-----------

[事業内容]

買い物弱者の解消に向けては、商業活性化の面からの取組と交通利便性の面からの取組が考えられます。商業活性化の面からは、地域や町が協力しながら、地域巡回型の移動販売車の導入等、様々な視点から検討していきます。

買い物弱者対策を含めた総合的な交通手段確保策に取り組みます。

当面は、移動購買車に対する補助（継ぎ足し）を実施していきます。

さらに、買い物弱者対策を含めたあつかふれあいセンターにおける買い物支援等、ニーズに応じた交通手段の確保についても関係各課と連携しながら検討していきます。

[今後の方向性] 継続

今後も継続して買い物弱者対策に取り組んでいきます。

○交通弱者対策に向けた取組

新規

担当課等	総務課
------	-----

[事業内容]

自家用有償旅客運送を実施し、交通弱者の通院や買い物などに利用できる移動手段確保に取り組みます。必要であれば、土佐町地域公共交通会議で見直しを検討します。

[今後の方向性]

今後も移動手段の確保に向けて取り組んでいきます。

(3) 交通安全対策の推進

○交通安全対策

担当課等	総務課
------	-----

[事業内容]

街頭指導などの交通安全に対する啓発活動や交通安全施設の整備また、住民向けの交通災害共済の加入促進や取りまとめを実施します。

交通災害共済の加入拡大はまだ十分とはいえませんが、交通安全啓発活動については街頭指導を中心に実施しています。

[今後の方向性] 継続

街頭指導や年に4回程度警察と合同で高齢者宅訪問を実施するなど交通安全に対する啓発活動を行っています。交通災害共済の加入者が年々減少しているため、今後は加入促進に取り組んでいきます。

交通災害共済は町の広報誌等利用して加入促進につながるよう取り組んでいくとともに、カーブミラー等が経年劣化しているため、少しずつ修繕をすすめていきます。

今後も継続して啓発活動等に取り組んでいきます。

(4) 防災対策の推進

○地域防災力の育成

担当課等	総務課
------	-----

[事業内容]

自主防災組織を育成するとともに消防団、自主防災組織、社会福祉協議会と連携して災害時要配慮者の把握と、避難行動の支援、地域防災力の向上を図ります。

消防団、自主防災組織を中心とした勉強会、訓練等を行っています。

また、防災活動は日頃の見守り活動と直結することから、要配慮者支援のための各地での座談会を推進します。

[今後の方向性] 継続

能登半島地震で情報伝達の重要性が指摘されているため、今後土佐町でも情報伝達網の強化に向けて調整を行っています。

自主防災組織は整備されていますが、いざというときにに向けた取組については地区によって差があるため、再度自主防災組織の活動について復習するための勉強会を開催していきます。

○要配慮者台帳システム

担当課等	健康福祉課
------	-------

[事業内容]

ひとり暮らしの高齢者や子ども、妊産婦、重度心身障がい者等の災害時の支援に必要な情報を集積します。

システムのバージョンアップにあわせ、要配慮者名簿の見直しを実施しています。特に支援の必要な避難行動要支援者の洗い出し及び同意書取得を行い、個別避難計画の策定を進めています。

[今後の方向性] 継続

今後も避難行動要支援者の方の個別避難計画の策定 100%を目指すとともに、計画に基づく避難訓練を各所で実施し、住民の防災意識の向上を図りながら、避難行動要支援者の方への支援のあり方について学習を深め、活動内容の拡大を図っていきます。

また新規の登録や、死亡等による除外は定期的に更新できていますが、登録者の情報の更新までは困難で、登録者の情報更新をどう行うかが課題となっています。

関連計画 1 : 重層的支援体制整備事業実施計画

(1) 計画策定の趣旨・目的

近年は、社会状況の変化により、ひきこもりや 8050 問題など、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化しており、複雑化・複合化した支援ニーズに対して、福祉分野ごとの体制、財政措置では対応することが困難となっています。

社会福祉法第 106 条の 3 では、すべての市区町村に対して、地域住民等及び支援関係者間による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される包括的な支援体制を整備するよう努めることが規定されています。

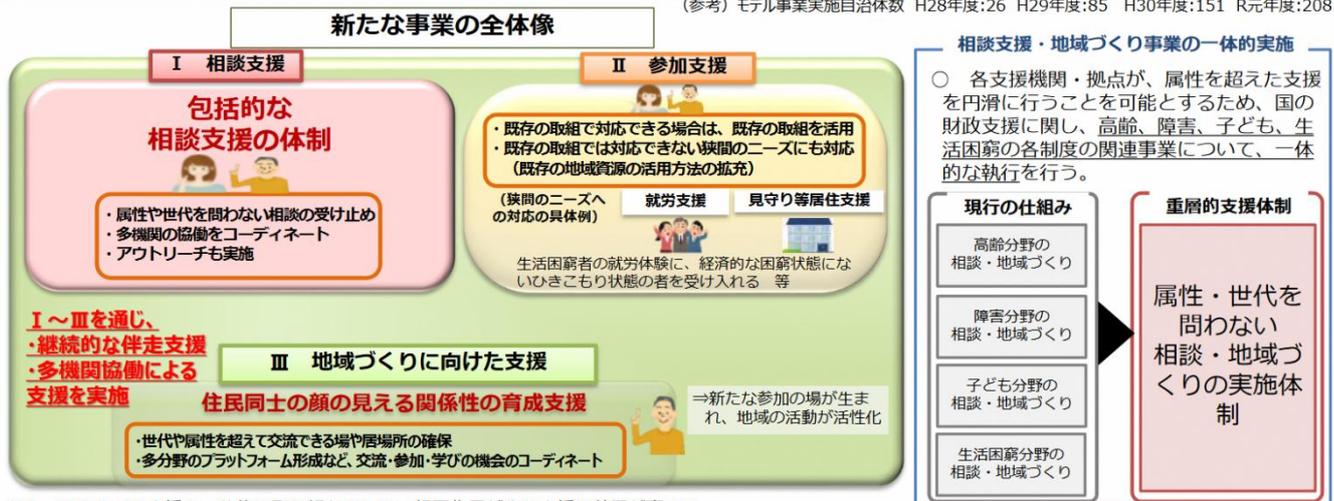
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市区町村において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。

重層的支援体制整備事業は、複雑化・複合化してきた住民の生活課題に対応していくことを目指し実施するものです。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

(参考) モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



- ※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が上がる。
- (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
- (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

(2) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 106 条の 4 に規定された事業を実施するものとして、「第 4 期土佐町地域福祉計画」と一体的に策定します。

(3) 計画の期間

「第 4 期土佐町地域福祉計画」と合わせ、令和 7～11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

(4) 主な取組

取組	取組内容
福祉支援ネットワーク	地域住民の複雑化・複合化した生活課題の解決に向けた重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るにあたり、多職種による連携と多機関の協働が重要となることから、福祉支援ネットワークを設置し、福祉以外の分野とも連携を行っていきます。
社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業	本事業は、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくり支援の3つの支援を一体的に実施しながら、重層的なセーフティネットの構築を目指すものです。 支援対象は、介護、障がい、子育て、生活困窮、保健医療、住まい、就労、教育等に関する課題や社会からの孤立など地域生活課題を抱えるすべての住民となります。
重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業	各種福祉サービスに該当しないが、何らかの支援が必要と思われる人の相談窓口として、社会福祉士等の資格のある地域福祉コーディネーターを3人配置し、町内全域をアウトリーチの対象範囲としています。重層的支援会議における伴走支援プランへの対応の他、地域に出向き、各支援関係機関等や地域住民からの情報を得ながら、支援が必要な人の把握（早期の発見）や地域住民の様々な相談の対応に努めることとしています。 また、アウトリーチによって、地域課題の予防的視点も含めて、地域の見守りも行っています。 支援が必要な人や支援が必要と思われる人を把握した場合は、当該者や家族からの相談に対応するとともに、関係行政や専門機関による福祉サービスへつないで、課題解決にあたります。 なお、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者に支援を届けるための事業でもあり、支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり、時間がかかることも想定されます。このような対象には、手紙を置いたり、支援情報等をチラシやリーフレット等で情報提供するなどの関わりを継続して行い、本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに取り組んでいくこととしています。
生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前段階の生活困窮者等が、社会的に自立し安心して暮らしていけるよう、くらしサポート相談室を設置し、各機関・団体等と連携し必要な支援を包括的にを行います。
社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業における「参加支援事業」	既存の社会参加に向けた事業では対応できない課題がある世帯等に対して、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、必要な支援が提供できる社会資源（受け入れ先）のコーディネート・マッチングを行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。
社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業における「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」	地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。
社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業における多機関協働による「重層的支援会議、支援会議」	多機関協働体制の整備として、単独の相談支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した事例について、複数の関係機関が支援の方向性や役割分担を調整し、支援プランの策定を行う重層的支援会議等を設置します。 重層的支援体制整備事業における中心的な事業であり、個別ケースの検討においては、複数の相談支援機関から助言をもらえるとともに、困難事例に対応していく中で、職員のスキルアップも見込めるなど、支援者を支援する役割を担う事業でもあり、このような包括的な連携体制を通じて、地域福祉ネットワークをより強固なものとしします。

関連計画 2：成年後見制度利用促進基本計画

(1) 計画策定の趣旨・目的

土佐町では、高齢化率が 45.8%となっており、高齢者のみの世帯の増加、認知高齢者の増加が予想されます。今後、介護保険サービスの利用などの契約や財産管理などを行うにあたって成年後見制度の必要性が高まっていくものと考えられます。

認知症や知的障がい等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域自分らしく生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るため体制整備に取り組みます。

<成年後見制度とは>

認知症高齢者、知的障がいや精神障がいのある方など、判断能力に欠ける、または不十分な方に、家庭裁判所によって選ばれたまたは契約によりあらかじめ本人が選んだ任意後見人が、財産管理及び居住や施設入所に関する契約等の法律行為を行い、本人の保護と支援を行う制度で平成 12 年から実施されています。

(法定後見制度)

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」、「補佐」、「後見」の 3 つの類型（種類）があります。

類型	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の状態

(任意後見制度)

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

(2) 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律第 14 条の市町村の講ずる措置となる基本的な計画です。

<成年後見制度の利用の促進に関する法律 第 14 条第 1 項>

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 計画の期間

「第 4 期土佐町地域福祉計画」と合わせ、令和 7～11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

(4) 成年後見制度利用促進に向けた施策の展開

1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

制度を必要としていても制度についての知識がなければ利用につなげることはできません。制度に対する関心や理解を深めるため学習会や広報など周知啓発に努めます。

○成年後見制度についての学習会の開催（啓発）

○相談窓口（健康福祉課）の周知（広報）

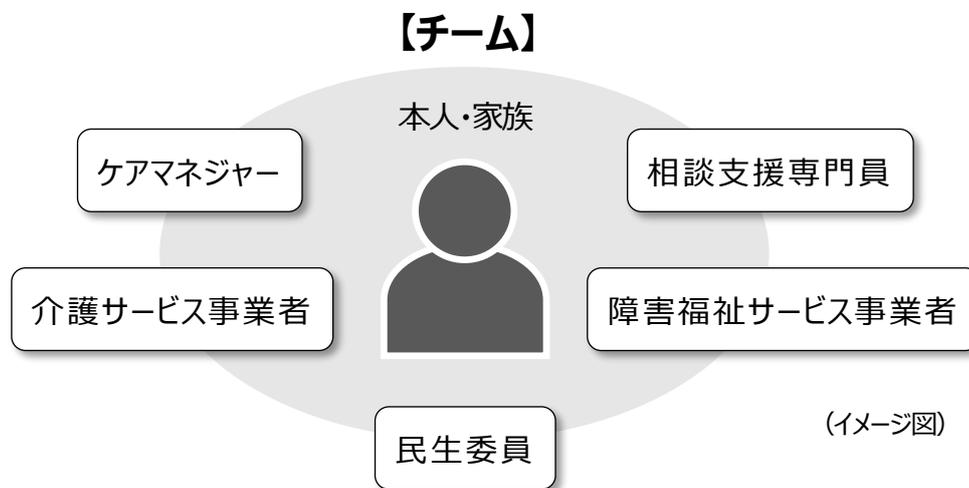
2) 早期の段階からの相談、適切な支援につなげる仕組みづくり

判断能力が不十分な方が、成年後見制度を利用することで権利や財産侵害ことなく安心して暮らしていくことができるように成年後見制度の利用促進に向けて、成年後見制度の周知活動や制度に関する相談対応に取り組み、適切な支援につなげるための体制作り「地域連携ネットワーク」の構築に取り組みます。

○地域連携ネットワークの構築

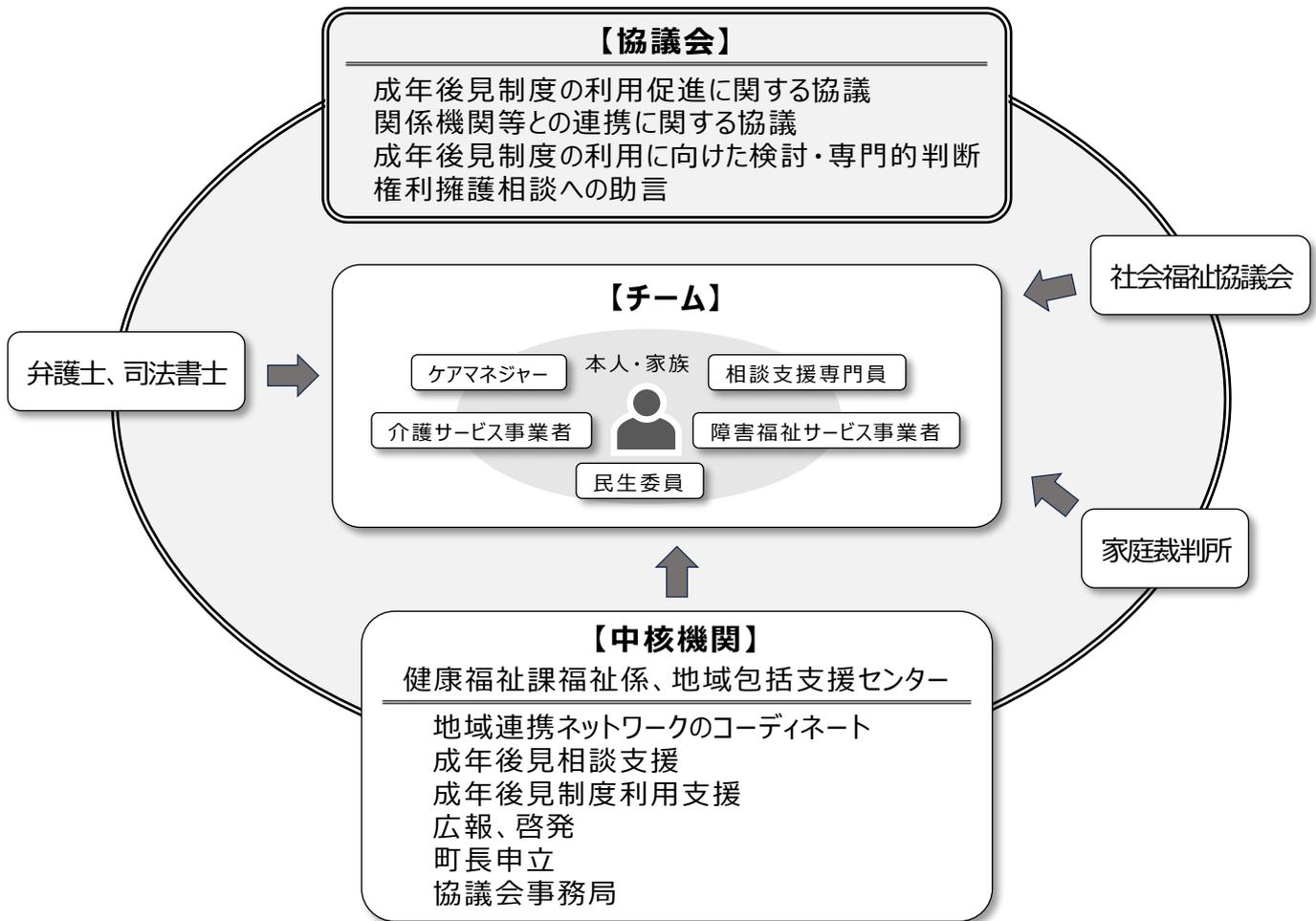
①本人を支える「チーム」

地域全体の見守りの中で権利擁護支援が必要な人の発見、必要な支援へ結びつける機能を強化します。本人の状況に応じ、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等がチームとしてかかわります。



② チームを支援する体制づくりを進める「協議会」

後見開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進めます。



③ 地域連携ネットワーク中核となる機関「中核機関」

専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局など地域連携ネットワークのコーディネーターを行います。

○ 成年後見制度利用促進

町長申立及び後見人の活動報酬に対し助成を行い、身寄りがいない方や親族の協力が得られない、経済的理由などから制度の利用につながらない方を支援します。

(5) 計画の推進に向けて

協議会にて本計画に基づく施策の進行管理を行うとともに、効果等に関する評価を加えて改善を図ります。

関連計画 3 : 再犯防止推進計画

(1) 計画策定の趣旨・目的

全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者率は、平成 18 年時点の 38.8%から令和 4 年には 47.9%に達し、約 16 年で 10%近く上昇していることから再犯率の高さが課題となっています。

このことを踏まえ、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月 14 日に公布・施行され、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明記し施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項が示されたほか、国は再犯防止推進計画を策定し、地方公共団体においても、国の計画を勘案して推進計画を定めるよう努めるものとされました。

本町においても、国の推進計画及び法に基づき、土佐町再犯防止計画を策定し、犯罪を犯した人が再び罪を犯すことなく自立した生活を送ることができるよう必要な体制整備や関係機関との連携などの取組を進めます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律 第 8 条第 1 項に基づき、「第 4 期土佐町地域福祉計画」と一体的に策定します。

(3) 計画の期間

「第 4 期土佐町地域福祉計画」と合わせ、令和 7 ～ 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

(4) 主な取組

犯罪を犯した人の立ち直りを支援し犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を実現するため、高知県再犯防止推進計画を基本とし、保護司会を始めとする関係機関等と連携しながら、以下の取組を推進します。

取組	取組内容
関係機関等との連携強化・支援	国・県の研修や会議に参加し関係機関との連携強化を図ります。また、保護司会の活動に対し協力・支援を実施します。
町民に対する広報・啓発活動の推進	町のホームページや広報誌、高松矯正管区の広報誌等を活用した啓発活動を実施することで、再犯防止や更生保護についての理解が深まるよう図ります。
就労・住居の確保	就労について、生活困窮者自立支援制度を活用した支援のほか職業安定所と連携した相談支援を実施します。また、住居について、町営住宅の募集情報を提供します。
犯罪被害者等の支援に関する相談窓口の設置	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った町民及びその家族又は遺族に対する支援等について定め、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の軽減を図ります。

第5章 計画の推進体制

1. 計画推進の考え方

計画推進にあたっては、地域住民をはじめ、地域、福祉団体、事業者等の参画や協力のもと、町と社協が連携しながら、計画に記載された施策や事業に取り組んでいきます。特に、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、福祉の両輪として、それぞれ必要な部分を補完しあいながら、整合性を持った施策・事業の推進が求められることから、緊密な連携を図っていきます。

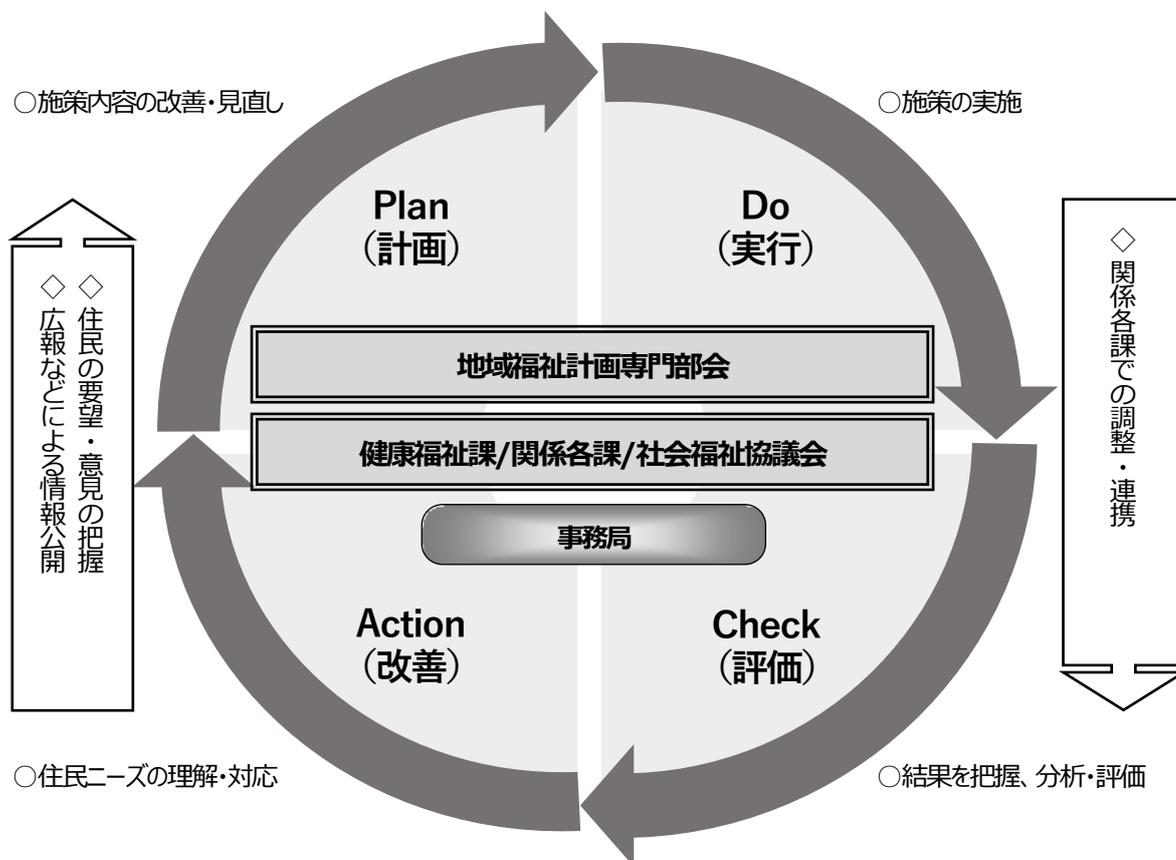
地域福祉に関わる課題や問題は、福祉、保健、医療、教育、住民活動、まちづくり等、多岐にわたり、町の多くの部署が関係することから、それらの課題等について、庁内において共有し解決に向けて連携を図ります。また、制度の狭間や複合的な課題などにも対応できるような、多機関等による包括的な相談支援体制の構築・強化に努めながら計画の推進にあたります。

2. 計画の進捗管理

(1) 推進体制

庁内関係課及び社会福祉協議会による地域福祉活動計画評価委員会等の場において、定期的に進捗状況の確認を行います。

地域福祉計画専門部会では計画期間中に中間評価を行い、新たな課題への対応や、社会情勢の変化、制度の見直しなどにもなる大幅な計画の変更が必要な場合などに、計画の見直しについて協議していきます。



(2) 評価の方法

評価・点検については進捗評価シート等を事業ごとに作成し、事業の担当課に照会することで評価を行います。

計画に記載している事業の進捗について、定期的に事業ごとの実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取組内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

<進捗評価シートのイメージ>

事業名	●●事業
担当課/関係課	●●課
事業の実施状況	1. 実施している 2. 今後実施する予定 3. 未実施 4. 新規事業
事業の進捗評価	1. 100% (予定通り) 2. 80-100% (概ね予定通り) 3. 60-80% (やや予定した内容に満たない) 4. 40-60% (予定の半分程度) 5. 40%未満 (あまり進んでいない)
事業実施による成果	本事業を実施することにより、住民の地域福祉に対する関心を深め、地域の諸活動に参加する人を増やすことにつながっている。
事業に関わる問題点・課題	事業の参加者が固定化しており、新たに参加する人が少ない状況にあるため、事業の周知や利用方法に改善の余地があると思われる。
今後の方向性	1. 内容 (規模) を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止
今後の取組内容	事業の周知を強化していくとともに、より多くの人が参加しやすいように、開催方法や開催時期などについて、見直しを図っていく。

(3) 計画推進における留意点

① 計画の周知

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心をもち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取組を支援し、個人や地域では対応できない課題へ行政が対応するために本計画を推進します。

そのため、本計画について、より多くの町民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取組が活発に行われるように計画の周知に努めます。

② 社会福祉協議会との緊密な連携体制の構築

地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取組の状況などについて情報共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

第4期土佐町地域福祉計画

令和7年3月

編集・発行	土佐町役場健康福祉課 〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居 194 T E L : 0887-82-2333
-------	--